

西ドイツの農地整備事業

佐々木 博

- I はじめに
- II 農業構造改善政策
 - 1. 戦後西ドイツ農業の構造変化
 - 2. 農業構造改善の目標
 - 3. 農業構造改善措置
 - (1) 法的根拠
 - (2) 基本計画
 - (3) 1977～1980年特別基本計画
 - 4. 具体的な農業改善措置
 - (1) 個別経営的措置
 - (2) 超個別経営的措置
- III 農地整備
 - 1. 農地整備の歴史
 - 2. 第2次大戦後の農地整備
 - 3. 新しい農地整備
- IV 村外移住（アウスジードルング）
 - 1. 村外移住措置の意義
 - 2. 移住屋敷の立地
 - 3. 経営面積
 - 4. 村外移住費
 - 5. 村外移住者
- V 農地整備の事例
 - 1. 古い農地整備
 - 2. 新しい農地整備
- VI おわり

I はじめに

西ドイツの農村の美しさは、その背後にある景観形成者としてのドイツ農民の努力と行政の卓抜性を暗示している。西ドイツの農業制度は戦後日本農政のモデルとして取り入れられ、1961年の日本の農業基本法や農業構造改善事業に生かされてきた。立法上の必要などから、法制的な面は早くから研究されたが、全体像と、土地に刻んだ人間の営みである「景観」としての農地整備事業の研究は未だない。本報文は西ドイツ全体の地域秩序についての報告¹⁾に続いて、農村地域だけに限定した地域秩序形成の研究である。

1979年4月19日、西ドイツ食糧農林省、第5局（農村空間開発）第2部（農村空間新秩序）第2課長（農地整備・建設・土地関係法制担当）で、1976年の農地整備法改正を直接担当したクワートフリーク博士の「農村整備政策の重要な手段としての農地整備（Flurbereinigung）」の講演が、スライドを混じえて東京で行なわれた。農地整備を含めた農業構造改善に関する文献の数は膨大なものであり、すべてに目を通すことは不可能に近い。幸い、西ドイツ食糧農林省から毎年「農業報告（Agrarbericht）」が、また不定期に「ドイツ連邦共和国における農業構造の改善」や農地整備に関する特集などが刊行されている。

本報文の統計数値は、出典を示したものの以外はすべて西ドイツ食糧農林省の前記不定期刊行物²⁾よ

りとしたため、各表には煩瑣を避けるために出典を省略した。また州別統計ではシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州にはハンブルク州が、ニーダーザクセン州にはブレーメン州が含まれている。両州ともに都市州のため農業構造改善事業の対象となる農家はごくわずかである。

本研究の資料収集は1978年4～11月に行なった。資料収集にお世話になった西ドイツ食糧農林省、AID³⁾、ノルトライン＝ヴェストファーレン州農地整備局およびそのジークブルク支局、アドバイスをいただいたルール大学の Prof. Dr. P. Sohölle r, Dr. J. Nigge mann, 研究の場を与えて下さったボン大学経済地理学教室の Prof. Dr. H. Hahn, Prof. Dr. G. Aymans, 研究費を提供して下さいました Alexander von Humboldt-Stiftung に対し、記して感謝の意を表したい。

II 農業構造改善政策

1. 戦後西ドイツ農業の構造変化

西ドイツの農業環境および農業構造の分析と、農業構造改善政策の必要性についてはすでに概観したが⁴⁾、さらに新しいデータを加えて分析を行なった。

西ドイツの農業経営（農家）数は1949年の194万戸から28年後の1977年には86万戸へ、過半の55.6%も減少した（表1）。農業経営規模別に検討すると、20ha未満層は大きく減少したのに対して、20ha以上層は逆に増加した。とくに50～100ha層は92.9%と約倍増している。1976年から1977年の1年間だけで2.7万戸の農家の減少であった。

農家数の減少につれて、1経営当り経営農地面積は1949年の6.95haから、1960年8.10ha、1971年10.96ha、1972年11.16ha、1977年14.32haと年々大きくなり、農地の流動化が進んでいることを示している。経営規模階層では10～20ha層が23.2%と最も大きい。各階層が経営する面積では、西ドイツ1,200万ha農地の42.8%は20～50ha層によって経営されていることから、20～50ha層が西ドイツ農業の主要な担手とみることができ、ブドウ・野菜などの集約農業など経営類型の差も大きいので、いちがいには経営面積だけでは断定できない。

1977年の86万農家のうち、兼業農家は39.4%でその平均規模は5.10ha。準専業農家は13.5%でその

表1 西ドイツの経営規模別農業経営数とその割合

(1000戸, %)

年次	0.5～1 ^{ha}	1～2	2～5	5～10	10～20	20～50	50～100	100≦	計
1949	292	306	553	404	256	112	13	3	1,940
1960	232	230	387	343	286	122	14	3	1,618
1972	143	136	219	206	243	170	19	3	1,140
1977		115	175	166	200	178	24	4	862
(割合)									
1949	15.0	15.8	28.5	20.8	13.3	5.8	0.7	0.1	100.0
1960	14.4	14.2	23.9	21.2	17.7	7.6	0.8	0.2	100.0
1972	12.6	12.0	19.2	18.1	21.3	14.9	1.6	0.3	100.0
1977		13.3	20.3	19.3	23.2	20.6	2.8	0.4	100.0
1949～1977 の変化率	(-38.3)	-62.4	-68.4	-58.9	-21.9	+58.2	+92.9	+40.0	-55.6

(Agrarbericht 1978)

平均規模は12.33ha, 専業農家は47.1%でその平均規模は22.64haであった。ほとんど兼業農家と化した日本の農業に比べて、西ドイツの農業は政府の農業への強力な投入によってはるかに健全である。

しかし、全産業における農業の地位は年々低下している。1966年に全就業者の9.7%を占めていた農業は、1970年7.8%, 1972年7.1%, 1977年6.6%へと低下してしまった⁵⁾。このような構造的変化は、放っておくとドイツ農業の崩壊につながり、国土保全や戦時の安全を考えた場合に、非常時にドイツ国民の死命を外国に制せられる危険すらある。当面はEC共通市場での農産物の国際競争力に敗れる虞れがあった。

2. 農業構造改善政策

農業構造改善政策の主目標は、農村地域の住民が経済的社会的発展に基因する諸問題を克服するのを助ける、ことにある。そのためにはこの政策は、①土地・地域政策と密接に調和し、②全住民集団のニーズに志向し、すべての経済目標を考慮し、構造改善政策の関係者に受け入れられるものでなければならず、③市場・価格政策ならびに社会政策を補足するものではなくて、これらの農業政策と同列のものである。

農業政策の主目標の中で、構造政策はとくに次の3点に重点を置いている。

1. とくに農村地域の住民の一般的生活条件の改善。
2. 生産と販売における生産性向上による収入の増大。
3. 自然収支の給付能力の保全と開発。

これらの超個別経営的・汎地域的な主目標の外に、個別経営の構造改善の領域での基本的な部分目標は次の2つである。

1. 農業従事者に十分な収入を可能にするような諸々の因子を、合目的に結び付けるために、経営規模を拡大する。
2. 生産と販売における超個別経営的協同、とくにコストの低下に適した形態の促進。

超個別経営的構造改善措置において、上にあげた主目標の中に、次のような部分目標がある。

1. 補助的な農業以外の職場や収入の前提条件の創造と、それゆえにまた職場と収入の組み合わせを漸時変えていく。
2. インフラストラクチャーと経済構造の発展計画のために土地の流動化をはかる。
3. 住民全体の休養地域としての、地域構造・集落構造の課題計画の枠組の中で、農村地域の適当な部分地域を保全・開発する。

要約すれば、農業構造改善政策の目標は、①農村地域における生活条件の改善、②農林業従事者が国全般の収入増加と福祉増進にあずかる、ことである。この目標を達成するためには、他の地域関連政策との調整が必要である。

この目標を達成するために、1973年1月1日以来「農業構造改善と海岸防護」という連邦と州の共同の課題として、農業構造改善の諸々の措置がとられている。

3. 農業構造改善措置

(1) 法的根拠

農業構造改善と海岸防護措置は、基本法第91条によって、連邦と州の共同の任務とされている。地域計画と同じように、この任務の遂行は州が行なうが、連邦との協議が必要である。事業費は連邦と州が共同で負担するが、実際の事業の進展状況は、それぞれの州の財政事情や農政の占める地位によって様々である。

基本法91条の実施のために、1969年9月3日「農業構造の改善と海岸防護」という共同任務に関する法律 (Gesetz über eine Gemeinschaftsaufgabe “Verbesserung der Agrarstruktur und des Küstenschutzes”) (GemAgrG; BGBl. IS. 1573) が公布された。これは1970年1月1日発効し、1973年1月1日から施行された。この法律によって、次の4つの連邦と州の共同の財政措置がとられることになった。

1. 農林業における生産労働条件の改善措置。
2. 水経済と農耕技術的措置
3. 農・林・漁業における市場構造の改善措置
4. 海岸防護

この法律によって、能率のよい、将来の要求を志向した農林業を保護し、そのEC共通市場への編成を容易にし、同時に海岸防護を改善しようという目標である。計画委員会はこれらの一般的な法の目標に沿って、具体的な措置を選択実行していくわけである。

(2) 基本計画

連邦と州は「農業構造の改善と海岸防護」に関する共同の課題を実施するために、各会計年度ごとに行なわれる措置と、振興策（貸付・補助金・利子補給）並びに個々の措置に関する目的概念を示した基本計画 (Rahmenplan) を作成する。基本計画は農糧農林省の申請を基本にして、措置の種類・範囲・費用を明示して計画委員会に提出される。計画委員会は振興方針・州の申請・連邦の提案を検討し措置の基本計画への採択に関して決定する。このようにして農業構造改善および海岸防護の地域的・事物的重点が作られるのである。

連邦と州は第1次基本計画を——両者の他の共同課題は別として——1973年1月1日に漸く発足することで了解し合った。1969年の立法から1973年の基本計画の発足までの漸移期間に、農業構造改善の分野に置ける多くの政策が、十分に集中的に検討された。計画委員会は基本の形式化に特に重点を置き、西ドイツにおける農業政策の基本方針を示した。

この基本計画には次の13の振興方針がある⁶⁾。

1. 農業構造上の予備計画 (Vorplanung)。
2. 農地整備 (Flurbereinigung)。
3. 分担金支払の代行によって、農地整備に際して長期的に農地を貸付ける (小作させる)。
4. 自由意志による土地の交換。
5. 補助金によって長期間農地を貸付ける (小作させる)。

6. 水経済・農耕技術的措置.
7. 北海＝バルト海沿岸並びに潮汐地域の表流水系沿岸の強風による高潮に備えての安全性向上の措置（海岸防護）.
8. 個別経営の投資促進と村落，経営簿記の記帳.
9. 農業労働者住宅の建設.
かなり高令な農業労働者の適応助成.
10. 豚の交配プログラムを含む畜産能率の検討.
11. ブドウ栽培転換のためのブドウ栽培地の造成.
12. 造林およびその他の林業的措置.
13. 市場改善の部門.

1977年には第5次基本計画が計画委員会によって総額20億DM（1DM 120円として，約2,400億円）の予算で発足した。総額のうち1億2,170万DM（60.9%）は連邦が，7,830万DM（39.2%）は州の負担であった。

(3) 1977～1980年の特別基本計画（将来投資プログラム）

人口稀薄な周辺地域では，技術的・経済的・社会的に農業を続行することが次第にむつかしくなってきた。このような周辺の農村地域への投資を増大するために，経済政策，インフラストラクチャー（地域計画）政策と並んで，農業構造改善事業がとられてきた。連邦政府は1971年6月27日の都市建設促進法第72条による農村地域への投資と並んで，「水資源確保」と「居住環境の改善」プログラムの枠で，農村地域への公共投資を行なうようになった。

1977年から1980年までの特別基本計画（将来投資プログラム）は，総額160億DM（約1.9兆円）の投資で，連邦が820億DM，州が340億DM，市町村が210億DM，その他が220億DMを負担するはずである。

「水資源確保」と「居住環境の改善」には総額21億7,000万DM（2,604億円）が予定されており，うち9.4億DMが連邦，5.8億DMが州，残りは市町村やその他が負担する。

「水経済将来計画」（Wasserwirtschaftliche Zukunftsvorsorge）プログラムには給水中心施設，運河化事業をとまなう下水処理中心施設，侵食・洪水防止（調整池・涵養池・急流防止・水系改修など），北海の潮汐地域における海岸防護措置などが含まれる。これらの措置は多くの農林地域でより広い集落・経済構造の発展の前提となっている。

「居住環境の改善（Verbesserung der Wohnumwelt）」プログラムでは，1977—80年には総額2.68億DM（うち約1.6億DMが連邦，1.08億DMが州の負担）が村落再開発措置のために予定されている。連邦政府は村落再開発措置の中に，農業構造全体の改善措置を考えている。

4. 具体的な農業構造改善措置

連邦と州の共同の課題としての農業構造改善は，具体的にどのような措置によって農村地域の住民

表2 農村地域発展プログラムにおける資金勘定と振興計画 (1977)

措 置	資金勘定 100万DM	振興計画 数
超個別経営的振興策		
農業構造前プラン	2.3	66
耕地整理	235.1	899
ブドウ山の耕地整理	37.0	160
農地統合の促進	13.4	191
自由意志による土地交換	3.0	970
耕地整理における長期の 土地の小作貸し	1.4	993
耕地整理外の農道建設	60.2	1,818
水経済の措置	304.6	—
海岸防護	119.7	67
個別経営的振興策		
発展可能性のある経営お よび協業への投資	219.1	8,177
兼業への適応・転換投資	0.8	1,132
エネルギー節約への投資	1.1	305
規模拡大・橋渡し補助金	2.0	1,288
居住屋の改善	29.2	24,007
土地中間取得	6.8	76
均衡手当	66.4	88,136
経営簿記	2.6	3,915
小作貸し補助金	0.03	25
農業労働者住宅建設	4.9	348
その他の措置	304.2	—
総 計	1,413.83	—

(Agrarbericht 1978)

の一部とみなされている。これらの経営部門の収支は助成判定のさいに考慮されている。1975年には連邦および州による助成限界は1労働者当たり17,500DM (約210万円)、1経営当たり26,250DM (約315万円)と決められ、この額は年々増大している。

助成の種類と額は2つの基本点で改善されている。

1. 補助金と公金貸付による建設措置の助成は、飼料作と緑地経営にとってかなりの程度改善された。
2. 利子補給は4%から5%に引き上げられた。しかし負債者はやはり最低3%は負担しなければならない。

橋渡し補助金 (Überbrückungshilfen) は、脱農することもできず、かといって農業社会補助プログラムの措置をまだ利用することもできないような農民のために考えられた。この補助金は財産修復と建物保存に重点を置いた、限られた投資助成であって、居住屋の改善措置と関連している。

農業用居住屋の購入・新築および増築・改築 (Kauf und Neubau sowie der Aus- und Umbau landwirtschaftlicher Wohnhäuser) のための、補助金と利子補給を連邦が給付している。この振興策は農村地域における生活水準の向上にかなり貢献しており、居住屋の合理的な利用を通して、農業および農業外の婦人労働を軽減している。それ以外に、この措置は農業経営者に、休暇の客を泊める

の生活の向上に対処しているのではなかろうか。大きくは、個別経営に対する措置、超個別経営的措置、水経済の措置、海岸防護の4つに区分できる (表2)。

このうち農村地域に直接関係する措置は、個別経営に対する措置と超個別経営的措置の2つであり、これについて若干検討してみる。

(1) 個別経営的措置

1971年7月1日以来、「個別経営に対する投資助成 (einzelbetriebliche Investitionsförderung)」措置が取られるようになった。このプログラムの枠内における投資援助は、農民をして、経営拡大のチャンスを適切に利用し、かつそれによって急速な構造的変革の必要に適応することを、可能ならしめようとするものである。

この投資助成は発展可能な経営に限られている。助成を受ける農家は、発展可能な経営の定義に対する基本的な限界設定基準によっている。民宿としての貸間、火酒醸造、砂利採取のような生業ではない副業は、農業の経営部門の

ことによって収入を増すなど、色々の点で居住という面での改善をもたらしている⁷⁾。

補助金による土地の長期賃貸し (Langfristige Verpachtung durch Pramien) 振興策は、農業的に発展可能性のない経営者に、非農業職に転職するのを容易にし、土地の流動性を高めようとするものである。

個別経営に対する振興プログラムを補完するものとして、村落振興・経営地拡大経営 (Auffangbetriebe) 振興・近隣集落 (Anliegersiedlung) 振興などがある。これらの補助政策は、経営規模の拡大が独力では全く可能性がないか、あるいはかなり広い休閑地の存在を阻止しなければならないような、農業的に問題の地域 (Problemgebiete) で、特に意味がある。村落振興の基本は基本的には「個別経営の投資振興の基本」と一致し、発展能力のある経営を中核として育て、農業簿記をやらせ、土地の予備的確保などに補助金を出して農業構造の改善をはかろうとする措置である。村落措置が1972年に最終的に土着の人にも、また難民にも集落プログラムの中で、とられた。村落措置の枠内で、土着の人に対しては経営地拡大経営の創設、専業経営の経営規模拡大 (いわゆる近隣集落)、並びにさらに村落の担い手にあっては土地の予備的確保が促進された。

経営地拡大経営 (Auffangbetriebe) は、個別経営振興の際に残っている経営上の諸要求を厳守した上で、一定の地域で、農業の維持を可能ならしめようとするものである。土地の農業的利用には公共的利害が厳格な基準の下に考慮されなければならない。

近隣集落 (Anliegersiedlung) の枠では、1971年には全体で 9,128ha、平均 5.4ha の面積の拡大であった。

土地の予備的確保 (Bodenbevorratung) は主に村落のためになされたが、農村地域のその他の構造改善措置に利用することが多くなった。

兼業農業の振興

兼業農業は構造変革においてとくに均衡化機能をもっていると同時に、文化景観の保持、かなり広く分散した所有地、農村地域の発展などにとって、かなり重要な意味をもっている。というのは、兼業農業が農業のための一般のおよび特別な振興措置とともに、その特殊な状態が考えられるからである。それは特に次のような点からである。

1. すべての生産・市場・価格政策的措置。
2. 競争力の弱さとマルク切り上げの不利益を補うための措置。
3. 農業構造改善の超個別経営的措置 (農地整備・農道建設など)。
4. 連邦教育振興法および労働促進法の枠でのすべての教育＝再教育援助。
5. 居住屋における労働経済関係改善の措置。
6. かなり多くの税制措置。

個別経営の振興プログラムによると、兼業農民は土地利用における超個別経営的関係の投資計画の場合にのみ、振興政策の恩恵を受けることができる。その経営を専業から兼業に転換しようと思う農民は、そのために必要な投資を個別経営振興プログラムの橋渡し補助金を使うことができる。兼業農民はまた、連邦の社会政策的措置にも大きくかかわっている。すべての農民と同じように、兼業農民

も完全な形で農業組合で事故保険に加入している。兼業農民が老令年金の組合員である限り、老令年金補助を受ける。農民疾病保険法は、兼業農民が農業以外の職業で疾病保険が義務付けられていない限りは、かれらの保険も扱っている。

(2) 超個別経営的措置

農業構造予備計画 (Agrarstrukturelle Vorplanung) の課題は、農業用の計画課題と農業以外の計画課題とをうまく調整することである。とくに地域秩序・地域計画・地域経済・インフラストラクチャーの諸目標を、農林業の生産条件の改善のための必要事項とうまくかみあうようにしなければならない⁸⁾。

農地整備 (Flurbereinigung) は農業構造改善事業の中で最も重要な事業の一つであり、1975年には9億750万DM (1,089億円) を費している。農地整備事業はインフラストラクチャー整備と景観構造の整備に重点を置くようになってきたため、農地整備は以前にも増して農村地域での総合的な新しい秩序をつくる措置となってきた。

農地整備の促進条件は1973年1月1日⁹⁾のように改善された。

1. 事業費は施行面積の ha 当り 3,200 DM (約38万円) までを補助に当てると認定する。
2. 産業道路拡張のための支出は、前述の施行面積 ha 当り 3,200DM の最高額の枠にとられない。
3. 経済的経営の基盤を改善するであろう村の再開発措置のための費用と、景観養育⁹⁾に必要な措置のための費用は、今日一定の範囲で補助対象として認定される。

農業構造予備計画の結果、総合的な新しい秩序作り (農地整備事業など) が必要でない地域では、経営農地の迅速統合 (die beschleunigte Zusammenlegung) と自由意志による土地交換 (die freiwillige Landtausch) が問題となる。この措置にあっても1973年に始まった改善策が新たに導入された。すなわち、

1. 経営農地の迅速統合のために補助に値すると認定された事業費が増加された。
2. 従来所有地ベースで行われてきた自由意志による土地交換と並んで、さらに小作地ベースでの自由意志による土地交換が促進される。

農地整備において経営規模拡大ができるように土地の提供を促進し、同時に農地整備に参加した経営全体が農地整備の成果を向上させるために、参加者によって支払われるお金による土地の譲渡によって、長期的な土地の賃貸しが促進できる。これに対して国家も補助する。

農地整備以外に、農業構造計画との調整によって農道・林道の拡張 (Ausbau von land-und forstwirtschaftlichen Wegen) が促進されている。

農村地域における新しい構造改善策として導入された村の再開発 (Dorferneuerung) の法的な基礎は、1971年7月29日の都市建設促進法 (das Städtebauförderungsgesetz) によって大きく広げられた。すなわち、農村地域にもこの都市建設促進法による措置が適用できることになり、村の再開発などの農業構造の改善に寄与することになった。この法律は計画の調整と、法的・制度的施行措置の調整を考慮しており、その際に農地整備局が重要な役割を担うことになる。

2年ごとに行なわれる連邦主催のコンクール「わが村はもっと美しくなるはず (Unser Dorf soll

schöner werden)」は、農村地域にある町村に、必要な構造上の新しい秩序にモデル的な成果を示し、その成果を模範としてまねたいという意欲を引き起させようとするものである。1972年には4,000以上の村が参加した。ドイツの農村の、橋のらん干を縁取る美しい花や、道路沿いの古い建物や道具を美しくかざりつけた小さな公園などは、旅人の目を楽しませ、「ドイツの農村はどうしてこんなに美しいのだろうか」と考えさせる。これは入賞した村には多くの人々が見学に来、その良さを取り入れることによる波及効果が大きいためである。

農業労働者住宅建設 (Landarbeiterwohnungsbau) はさらに進められ、農村社会の担手としての労働者の受け入れを積極的に推進している。

水経済と農耕技術的措置 (Wasserwirtschaftliche und kulturbautechnische Maßnahmen) は、洪水防止と下水処理を目的としているが、農村地域への水供給も補足的な目的となっている。またこれらの措置は、農村地域における積極的な環境保全と、人口集中地域に住んでいる人々にとっての絶好の休養地域としても役立つ。ダム建設による水流調節措置は、同時に砂防の役割もはたすことになる。

ブレーメン・ハンブルク・ニーダーザクセン・シュレーズヴィッヒ＝ホルシュタイン州には海岸防護 (Küstenschutz) 計画があり、約100万haの低地地域が高潮による水害から防護されている。そのためには海岸・島岐・潮汐の影響の及ぶ水系の沿岸の堤防の強化や、堤防防護道の建設が必要である。海岸防護は堤防内部にある農民のみならず、すべての住民の利害が関係しているので、非常にその効果は大きい。

農業地域プログラム (Die landwirtschaftliche Regionalprogramme) で、地域的に相違する目標設定と、これらの部分地域の欠点を取り除いたり、また発展させるための措置を決めて実行しようという試みがなされている。これによってこれらの地域の経済的にして社会的発展の前提が創造される。開発投資は様々な投資増幅効果をもっている。そのことは、農林業の生産性の改善・インフラストラクチャーの改善・工業とサービス業の良好な発展とともに、これらの地域の経済力が高められることができるということに、あらわれている。

地域特別プログラムには次のようなものがある。

1. 自然条件の悪い地域の振興。
2. 小農地域の経済構造改革の特別プログラム。
3. アルペンプラン。
4. エムスラント北部プログラム。
5. 海岸プラン。

自然条件の悪い地域における措置 (Maßnahmen in den von Natur benachteiligten Gebieten) は、「グリーンプラン (Grüner Plan) (1956～1968) によって1961年以降とられたもので、自然的因子も考慮して総合的基準で設定された地域 (1町村) に対して、農地整備・村外移住 (Aussiedlung) と経営面積の拡大・農道建設・水経済・水供給・下水処理などの点での農業構造改善の振興を促進しようとするものである。

小農卓越地域の経済構造改革の特別プログラム (Die Sonderprogramme zur wirtschaftlichen Umstrukturierung kleinbäuerlicher Gebiete) は西アイフェル＝モーゼル／ザールと Oberpfälzer Wald 東部地域の弱点を取り除くことをねらいとしている。その地域の自然的経済的潜在力を発揮させなければならず、そのさいに農林業の発展——それゆえに構造改革の目標とした促進——が出発点をなしている。

アルペンプラン (Alpenplan) は1955年に、南バイエルン地域の水経済上の構造的欠陥を取り除くために計画された。このプログラムが目ざしているものは次の通りである。

1. 山岳からの洪水と土砂流出が絶えず増大しているのを阻止するために、アルプスおよびアルプス前地の急流な流域の改修を強力に押し進める。
2. 集落を護るために河川沿いに洪水防止堤を設ける。
3. 貴重な谷底低地や地下水源を護るために、いくつかの南バイエルンの河川の下刻侵食を阻止する。
4. 洪水保水と低水位上昇のためのダムと保水池の建設。
5. 構造改革を受ける農村地域における水の供給を安定する。
6. 山地で促進されている観光のための下水処理施設と新しい職場を創設する。
7. 農林道 (Wirtschaftsweg) 網の開設と土壌排水の実施。

1972年の連邦の振興費のうち、大部分は前年と同じように山地農民地域に利用された。急流の築堤措置——2,000万DM (約24億円) (半分は連邦の負担)——およびその他の洪水対策措置と並んで、約72kmに及ぶアルム (高原牧場) 開発のための農林道の拡張が行なわれ、その建設費は約1,400万DM (約17億円) (うち400DM万は連邦資金) であった。

エムスラント＝プログラム (Emslandprogramm) と北部プログラム (Nordprogramm) は、農業における生産条件改善の水経済的措置を促進することに重点がある。これには洪水防止と並んで、とくに排水および排水渠建設、並びに農耕技術的措置と農林道建設がある。さらに別の重点は飲料水供給中心の拡張と運河化および汚水処理施設の建設である。工業用地の開発も促進されている。

海岸プラン (Küstenplan) の課題は、北海の潮汐地域における堤防で護られている低地地域 (マルシュ) を、排水・灌漑・農林業計画・農林道建設のような統一的措置によって、これらの地域の受動的な再開発が回避される程度にまで、改善することである。経営上の理由から純農業部門では全く、あるいはほとんど発展の機会がないような問題の地域 (Problemgebiete) は、これらの地域を居住可能なように保ち、その過疎化 (Entleerung) を阻止するような、基本的装備が備えられた。

地域特別プログラムの一部は1973年以来、連邦と州の共同課題「農業構造改善と海岸防護」の枠内で、それぞれの州によって、地域的重点政策として促進されることになった。そのために、連邦は州に対して60%、海岸防護では70%の公共費用を負担している。

III 農地整備

1. 農地整備の歴史

農林業における生産・労働条件改善の伝統的な課題は、細分散している農地をより大きな経営し

易い形の農地に統合することや、農地を開く道路網の整備や、水収支の秩序を整備することなどであった。ドイツ最古の農地統合 (Arrondierung) はバイエルン領シュヴァーベンのケンプテン司教区で16世紀半ばに行なわれた¹⁰⁾。完全に一つにまとまった家屋敷や、その農地は「アインエーデ (Einöde)」と呼ばれ、アインエーデの農民の自由なふるまいに刺激されて、共同体的規制の束縛から逃れようと、アルゴイ地方のケンプテン帝国大修道院領で、農民主導の下に農地の統合化 (Vereinödung) が行なわれた。共同体的束縛とは、耕作強制 (Flurzwang)・放牧地勤務義務 (Weidedienstbarkeit) などであった。19世紀初め頃から「Arrondierung (農地統合)」という表現が用いられるようになって、それまでの「Vereinödung」という表現は次第に用いられなくなってきた。

Vereinödung という表現が最初に文献に出てくるのは1550年の Au と Grabo (Sulzberg村) の事業であった。続いて1551年に Günzegg (Böhen村) の7軒の農地統合事業が行なわれ1585年の Hochgreut (Betzigau村) の農地統合事業では、7軒の農家が統合農地の上に村外移住した。三十年戦争による中断のあと農地統合事業は復活し、1769～1812年頃が最盛期であった。農地整備法 (Gesetze zur Flurbereinigung) は、例えばプロイセンとハノーファーで1850年、バーデンで1856年、ヘッセンで1857年、オルデンブルクで1858年、バイエルンで1861年、ヴュッテンベルクで1862年に公布されている¹¹⁾。しかし、せっかく農地が統合されても均分相続地域では1世代後には再び農地を統合する必要があった。

農地統合といっても、農地はほとんど統合されずにただ農道をつける程度のものから、完全に新しい区画に配分するものまで程度は様々であったが、多くの所で中世の農地区分の跡を消し去ったことは確かであった。新しく区画された農地の中に、ゆるく盛り上った「耕地の山 (Ackerberge)」がかつての耕地 (Gewann) やブロック耕地であったことを物語っている¹²⁾。しかし、全体としては農地整備事業が全く新しい農地区画をもたらしたところは散発的に過ぎず、例えばメクレンブルク南西部で、1850年後の農地整備 (Separation) は放射状持分を形成した¹³⁾。あるいはまたシュヴァルツヴァルト山地縁辺では、1860年頃以来小農民の村外移住が行なわれている¹⁴⁾。村外移住をともなった農地整備がしばしば行なわれるようになったのは戦後のことである。

農地整備が改良三圃式農法に影響を与えたということは、今日までどこにでもあったことではなかった。第2次大戦後でも、三圃式農法と結び付いた農耕がなお南・西ドイツの多くの谷間で行なわれている。その分布は中位山地地域の明らかに僻遠の地に多く、最寄の市場中心への距離よりは、むしろ自然条件の不利と社会地理学的な孤立状態に起因している。それゆえに、耕作強制は例えばライン＝マイン地域に近いヒンタータウヌス山地¹⁵⁾とか、シュトゥットガルト人口集中地区縁辺の南西ドイツの孤立した高地平垣面に残っている。三圃式と結び付いた農耕は古くからの自給作物 (小麦と裸麦の混作である Menggetreide・小麦 Dinkel・ソバ Buchweizen) が保持されているところにみられる。工業化や社会の変化による社会構造の変革・市場の近代化・農地整備・牧畜化・新しい栽培作物 (レンゲ草・大麦・テンサイ) の導入などによって、1950年以後ほとんどどこでも、三圃式農法は中止されるようになった。今日農地整備が遅れている地域は、伝統的農業の強く残っている停滞地域である。

農業構造改善策としての農地整備は、18世紀半ばに、デンマークとスウェーデンでみられるくらいであった。

2. 第2次大戦後の農地整備

農地整備法制の展開については詳細な研究があるが¹⁶⁾、農地整備も大きな戦後西ドイツの農政、経済政策の一部であることは言うまでもない。戦後の混乱期がおさまりにかけた1950年、連邦食糧農林省が設置され、農業生産の向上によって国民を飢餓から救い、合せて食糧輸入による外貨節約のための一連の立法がなされた。

1953年6月14日付で「農地整備法 (Flurbereinigungsgesetz vom 14. Juli, 1953)」(Bundesgesetzbl, I S, 591) が制定された。その制定理由に「農地整備の課題は、農村の土地所有の分散化を除去し、それによって労働阻害的、産業阻害の結果を除去することであり、また町村共有地 (Gemarkung) を合目的に再分割し、それとの関連で実施される土地整備改善施策によって農業生産を高めることである」とある。農地整備事業によって統合された農地が、譲渡や相続などによって再分割されないような一連の法的歯止めは、田山によると次のようである。

1953年の農地整備法はその草案に再分散防止規定があったが、成文化される過程で削除され、土地取引の一般規定に委ねられて、今日に至っている。

(a) 土地取引法による制限 1962年1月1日発効の同法9条3項4号において、農地整備された農地の再分散化防止に関する規定が置かれた。同条によると、農地整備手続によって配分され、または公的資金によって促進された経営規模拡大 (Aufstockung) あるいは農業経営の村外移住の際に取得された不動産が相続分割、譲渡契約もしくはその他の法律行為による譲渡によって、農業構造改善策と矛盾するような方法で分割される場合には、原則として非経済的細分化もしくは分割に該当し、この場合にはこれに関する許可は拒否される。

(b) 農地譲渡契約 ある農場が相続などによって分割されると、独立した農業経営として存続していくことはむづかしい。そのために一子相続法が施行されている地方においても、同法が適用される以前に、すなわち被相続人が生前に自己の農場を自己の相続人 (例えば子) の一人に一括して譲渡してしまうことが多い。この場合、他の相続人 (兄弟姉妹) には金銭で補償がなされ、被相続人と配偶者 (両親) は、農場承継者によって扶養されることになる。ここ数百年間、一度も相続という法形式によって承継されたことがないという農場すらあるという。

これは一子相続法の精神を法律行為によって実現するものであるが、一子相続法の適用がない地域でもその有効性が認められており、農地譲渡者の死は効力発生の要件ではない点から考えて、独自の生前行為と考えられている。しかし、土地の譲渡行為であるので土地取引法の規定に従って許可を受けなければならない (同法第2条)。ただし、北ドイツ4州 (シュレスヴィッヒ=ホルシュタイン・ハンブルク・ニーダーザクセン・ノルトライン=ヴェストファーレン) およびラインラント=プファルツ州にあって、一子相続法の適用を受けている農場については、土地取引法ではなく、一子相続法上の観点に立った検査を受けることになっている。

(c) 裁判上の一括配分手続 農業経営の所有者が死亡し、遺言もなく、一子相続法の適用もないため、農場が民法の規定に従って共同相続財産に属する場合に、これが形式的に分割されることを避けるために、共同相続人の一人の申請によって、裁判所は当該農業経営を原則として一人に一括して配分することができる（土地取引法第2章13条以下）。

この場合には次の三つの要件を満たすことが必要である。(i)農業経営が存在していること（林業経営は除かれる）。経営管理に適した農場家屋があり、私法上の負担を除いて、当該農民家族の生計を維持するのに十分な規模のものでなければならない（14条）。(ii)経営は法定相続によって発生した共同相続財産に属していなければならない。したがって、当該共同相続財産が遺言によって発生した場合は除かれる。遺言の自由を尊重するためである（13条）。(iii)当該手続は、共同相続人が分割について合意できない場合、または合意された分割が執行できない場合にのみ申請を待って許される。一括配分手続は本質的には遺産分割に対する裁判所の干渉であるから、最小限度にとどめるためである。配分受領者として指定されなかった共同相続人は、自己の相続分に代る金銭請求権を取得する。

(d) 農場一子相続法 農場の相続による分割・細分化を防ぐことを直接の目的としている。1933年に世襲農場法が制定され、これによって当時まで各州で制定されていた農地一子相続法はすべて廃止された。1947年に占領国管理委員会布告によって世襲農場法が廃止されると、まずイギリス占領地区（北部4州）に農地一子相続法が占領法規として制定された。その他ラインラント＝プファルツ・バーデン＝ヴュッテンベルク州の一部の地域で、農地一子相続法が制定され、もしくはその地域の旧法が復活されている。

この法は強行法規的性格を有するものと、任意法的性格を有するものとに分けられる。前者は、農場財産を特定の一人に強制的に一括して帰属させることが農民の所有権に対する侵害にならないか、という点の合憲性が争われているが、所有権の社会的義務（基本法14条2項）によって正当化される、というのが一般的な考え方である。南バーデンの Schwarzwald 山地や南ヴュッテンベルク地方には強行法としての一子相続法が存在¹⁷⁾している。

北ドイツ4州の一子相続法の例でみると、相続の対象は単独もしくは夫婦共有の土地財産で、これを一括して一人の農場相続人に相続させる。その他の共同相続人（民法上の）に対しては金銭による補償がなされる（12条）。相続の順位は、1位被相続人の直系卑属、2位配偶者、3位同両親、4位同兄弟姉妹である。子供が複数いる場合には、長子あるいは末子優先の原則よりは、被相続人から農場経営を任されていた者は誰か、という基準を優先させるようになった。農場相続しなかった法定相続人に対する補償額についても、農場の課税標準額を基礎にする方法から、農場の経済価値を基礎にする方法に改正されて、実態に即した方向で改良がなされている。

農場相続人が相続後20年以内に農場一子相続制の趣旨に反するような方法・目的で農場の全部または一部を処分して利益を得た時は、他の法定共同相続人であった者は追加補償を請求することができる（13条）。

日本の農業基本法の規範となったといわれる西ドイツの「農業法（Landwirtschaftsgesetz vom 5. September 1955）」（BGBl IS. 565）は農業を「ドイツ国民経済の前進的發展に参加させ」また「国

民に食糧供給を確保する」ことであった。一般的経済・農業政策——とくに貿易・税・価格政策——の手段は、農業を「他の経済部門に比べて自然条件に規制されて経済的に不利な条件にある農業を均衡化し、その生産性を高めるような状態に置くことである。それによって同時に農業に従事している人々の社会的地位はそれ相当の職業集団に並びうるはずである」(農業法第1条)。自然条件に依存する農業には、工業とは異った立場から強い援助を与えて、生産性の向上をはかることを、基本目的とした。農業法に基づいて、連邦政府は連邦議会に対し毎年農業の状態について報告書(Grüner Bericht)を提出することを義務づけられた。農業法第2条は、農業地域・経営類型・経営規模・土地利用類型ごとの農業収入像に関する詳細な調査の提出を求めている。これに基づく農業近代化計画「グリーン・プラン(Grüner Plan)」(1956—1968)の名は、西ドイツの農政の代名詞として、全世界に知られるようになった。これは国土の狭くなった西ドイツで、経営規模の拡大によって生産性の向上をはかり、EC諸国の農業と競争できる農業に脱皮する努力であった。そのためには細分散農地の統合をはかり、機械導入の基盤をつくり、あわせて道路、水利条件の改善をはかるようとしたものであった。

ECの共通市場政策が農業部門にも進行してくると、多数の領邦に分割されて高い関税障壁で護られてきた過保護のドイツ農業に国際競争力を一段と増そうとしたのが、先述の1969年9月3日の「農業構造の改善および海岸防護」という(連邦と州の)共同の課題に関する法律であった。

その間に、1965年4月8日に「連邦地域秩序法(BROG)」が公布されて国土計画の枠組ができ、都市を中心に国土の整備が進んだ。「奇蹟の経済復興」にともなって農村から都市へ労働力が流出して農村の構造も機能も大きく変革した。都市住民の余暇活動がモータリゼーションとともに活発になり、農村に余暇・保養を求めてくるようになった。農村が人間環境の生態的バランスをとる上で重要視され始めると、農業生産は農村の担うべき機能の一部にしか過ぎなくなってきた。さらにEC農業共同市場の拍車も、ドイツ農業の経営規模の拡大と合理化を一層促進することになった。

このような農業構造の変革と、農村地域一般の構造変革によって、農地整備に対して多くの課題が求められるようになったことから、1974年8月28日、「農地整備法改正に関する法案」を閣議決定し、両院で検討の結果「新農地整備法(Neufassung des Flurbereinigungs-gesetzes)¹⁸⁾」が可決され、1976年3月16日に公布され、4月1日から施行された。

3. 新しい農地整備の課題

(1) 農地整備の課題の変化

新農地整備法の第1章農地整備の基礎の第1条は、次のようになっている。「農林業における生産・労働条件の改善、並びに一般的な地域の景観および地域発展を促進するために、農村の土地所有はこの法律による諸々の措置によって新しく秩序づけることができる(農地整備 Flurbereinigung)¹⁹⁾」。

第3章農地整備区域の新しい区画割の第37条は次のようになっている。「(1)農地整備区域は、参加者相互の均衡のとれた利益並びに一般的な地域の景観や地域の発展の利益にも適合し、また一般の福祉に必要なように、これまでの土地景観を考慮して、新たに区画される。農地の区画は新に設定され、しかもかなり分散していたり、あるいは非経済的な形をした所有地は、近代的経営経済的観点か

ら統合され、しかも位置・形態・大きさによって適切に区画されなければならない。農道・道路・水系・その他の共同経済的施設が創設され、土壌防止的並びに土壌改良・景観形成措置がとられ、しかもすべての他の措置と適合させ、それらの措置によって経営経済の基盤が改善され、労働消費が軽減され、経営が容易になる。建設計画およびそれと類似の計画によって集落の位置を農地整備に関与させることが除外されることはない。法的諸関係が整備されなければならない。

(2) 農地整備官庁は第1項による諸措置を施行するに当たり、公共の利益を守らなければならない。とりわけ、地域秩序、地域計画および計画決定された都市建設上の発展、環境保全、自然保護と景観養育、休養、水供給と下水処理を含めた水経済、漁業、狩猟、エネルギー供給、公共交通、農業集落、小さな集落 (Kleinsiedlung)、菜園団地 [シュレーバーガルテン] (Kleingartenwesen)、集落像と景観像の形態、並びに利用可能な鉱山および鉱物原料産出の保持と安全などの要請を考慮しなければならない。

(3) 自然水系の変更は、測量技術的根拠からではなくて、水経済的根拠から、適時に専門家が関与した上で変更してよい。

このように新しい農地整備は、単に農林業のためだけでなく、超地域的な交通、水経済、環境保全、自然保護、余暇と休養、地域開発など多くの課題を解決する一つの地域発展の道具としての機能をもたせようとしている。

農地整備は農林業の生産・労働条件改善にとって最も重要な措置である。農地整備は本来考えられる個別の措置（農地統合・個別経営用諸措置に必要な前提条件の創造・農林道建設・水路拡張など）をそれ自身の内に内包し、かつ一つの管理事業として施行できるので、生産・労働条件改善に役立つすべての措置の中で最も重要なものである。農地整備はその点では、関係する農林業経営の収入基盤を改善し、それによって同時に他の経済部門との収入格差を是正することを目的としている。このためには兼業・副業経営も農業経営と同等のものとしてされるようになった。これらの兼・副業経営には農地整備によって、なお別の新たな効果、すなわち農業の労働需要は低下したが、農外収入と、それと関連する十分な農家総収入が容易に得られるという効果が、現われた。

農地整備は農業目的の役割と並んで、農村におけるインフラストラクチャーの改善へのより広い措置としての、新しい次元を与えられ、さらに、農地の新しい秩序造りに際して、景観の保護および養育が求められるようになった。

農地整備の促進のために、連邦と州は1973—1974年までに1兆580万DM（約127兆円）の補助金と、571.26億DM（約6.9兆円）の公金貸付、10.21億DM（約1,200億円）の利子補給をしてきた。

農地整備によって農地の流動性は著しく高まり、経営規模拡大が可能となった。農地整備への農地の長期貸付への補助金給付による農地の移譲によって、経営規模の拡大が促進されている。

細分散農地の統合や農道の新設などの超個別経営措置と並んで、個別経営の経営内部の改善もまた必要である。具体的には小規模経営の経営規模拡大・家屋敷の拡張、家屋敷の新改築・古い建物の取りこわし、裏出口の新設・境界の確定・通行＝道路権の撤廃、共同施設設立のための土地の準備などである。

しかし農業収入を高めるには労働生産性も土地生産性も高めなければならない、それには農地整備が最も効果的な手段である。農林業の構造変化と農村地域における機能変化とともに、農地整備の役割の重点も変化してきた。本来純農業目的の農地整備事業が、農業以外の地域計画的な課題をもたされるようになってきた。具体的な公共事業としては住宅団地・工業団地造成・交通・水経済施設の拡張・農業と関係する余暇と休養施設（公共緑地施設・遊戯草地・ねころび草地・キャラバン用地・テント用地）・地域的インフラストラクチャーの改善（学校・幼稚園・遊戯場・運動場・墓地・塵芥処理場）などである。これらの公共事業用の土地を確保するためには、できるだけ多くの土地所有者の平等負担とし、土地収用はできるだけ行なわないように配慮している。

公共事業を農地整備事業と一緒に進める際に、受益者は当然のことながら応分の費用負担をしなければならない。ということは、農地整備に必要とされる費用（事業費）は、関係する土地所有者に対して、その措置が関係者の利益で施行される限りにおいてのみ、負荷される。「農業構造改善と海岸防護」の連邦および州の共同の課題の枠での事業も、それが主として農業構造改善に役立つ限りにおいて施行されるのである。農業構造の改善は、同時にまた地域のインフラストラクチャーの改善に役立っている。それゆえに最近の事業は比較的大きな、関連する地域にわたって行なわれ、地域構造の改善にも役立てようとしている。

(2) 費用 農地整備法によると、農地整備局の人員費・物件費は州が負担する（第104条）が農地整備の施行事業費は参加組合員の負担となる（第105条）。農地整備区域にはないが農地整備によって基本的な利益を受ける不動産の所有者は、農地整備の施行費用の利益応分の分担金を課せられる（第106条）。

しかし、農地の測量・境界設定・評価などの施行事業費は参加組合員の負担ではあるものの、道路・水路・公共施設などの公共的事業費は連邦と州の負担のほか、個人に対しても補助金が与えられている。農地整備事業にともなう土地の登記料・不動産取得税、付加価値税などは免除される。

事業費は ha 当たり 3,200DM（約38万円）まで、ブドウ山の場合は 7,200DM（約86万円）までが補助の対象となった。しかし、最高額は州によって異なっている（表3）。参加者組合の自己負担額は、州の平均で、補助対象事業費の少なくとも20%となっている。農地整備法第47条の共同あるいは公的施設に提供された土地に対する土地あるいは金銭による補償を得る人の場合は全く別のことであり、公共施設とは、公の通路、道路、鉄道・市街軌道電車、その他の公共交通、給水施設、エネルギー供給施設

表3 州別農地整備事業費 (DM/ha) 1974

州	農地整備件数	ブドウ山整備	その他の整備	迅速農地統合
シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン	1,950	—	—	1,200
ニーダーザクセン	2,249	—	—	1,181
ノルトライン＝ヴェストファーレン	1,418	—	3,340	—
ヘッセン	3,000	80,000	—	—
ラインラント＝プファルツ	2,745	23,879	3,300	706
バーデン＝ヴュルテンベルグ	3,030	63,144	2,777	1,090
バイエルン	2,240	74,500	2,400	930
ザールラント	—	—	—	1,100

設、廃水利用施設、廃水処理施設、防風施設、気候保護施設、防火施設、公害対策施設、遊戯場、スポーツ施設、自然保護など（第40条）である。

(3) 迅速農地統合 (beschleunigte Zusammenlegung)²⁰⁾ 統一的な新しい秩序が必要でないか、あるいはより新しい道路施設並びにかなり大規模な水経済の措置を必要としないか、あるいはそれらが目下は不可能である地域では、迅速農地統合が行なわれる。しかし、これは数年後、当該地域の発展にとって必要な場合には、統一的な農地整備事業が行なわれるのを、阻害するわけではない。

農地整備促進の原則は、迅速農地統合においては、補助対象事業費としては、予備事業の場合にはせいぜい600DM/ha、農地整備事業が不可欠となった場合(例えば第2回整備)には、せいぜい1,200DM/haが認可される場合がある。迅速農地統合には、これまで連邦と州が458億DMの補助金、26億DMの公金貸出、2,600DM万の利子補給を行なった。

(4) 成果

1975年1月1日現在で、西ドイツの農地2,460万haのうち、農地整備が必要ないのは38.5%、最終的に整備されたものが25.1%、第2回目の整備が必要なもの13.1%、第1回目の整備が必要なもの23.3%であった(表4)。第1回整備の必要度が高いのはシュレースヴィッヒニホルシュタイン州(45.1%)とニーダーザクセン州(32.6%)であり、逆に農地整備を必要としない度合の多いのはバイエルン州(51.4%)とバーデン=ヴュッテンベルク州(49.3%)である。農地整備の達成率は南高北低で、自然の起伏と偶然一致している。

農地整備への社会的課題が多様になるにつれて、純粹に農業目的の農地整備は1975年の総農地整備件数約5,000のうち16%、面積約419万haのうち18%に過ぎず、件数の63%、面積の74%は超地域交通網・超地域水経済・都市建設・地域社会の必要・景観養育・自然保護・環境保護・余暇・休養などの事業と合わせて行なわれる、いわゆる関連農地整備事業(Verbundverfahren)である。ブドウ山農地整備は件数で8%、面積で1%、迅速農地統合は件数で13%、面積で7%であった。

1974年には公共交通用に2,310haの農地が当てられ、内訳は連邦アウトバーン26%、国道17%、州道12%、郡市町村道43%、その他の交通施設2%であった。また水経済の事業に957ha、休養と余暇

表4 州別農地整備の達成率(1975. 1. 1)

州	農地面積 (100万 ha)	そのうち			
		農地整備不用	最終的に完了	第2回整備必要	第1回整備必要
シュレースヴィッヒニホルシュタイン	1.6	19.5%	33.3%	2.1%	45.1%
ニーダーザクセン	4.7	24.8	19.4	23.2	32.6
ノルトライン=ヴェストファーレン	3.4	29.7	26.6	20.1	23.6
ヘッセン	2.1	42.8	22.7	31.1	3.4
ラインラント=プファルツ	2.0	31.4	30.9	15.6	22.1
バーデン=ヴュッテンベルク	3.6	49.3	20.3	6.8	23.6
バイエルン	7.0	51.4	28.2	2.8	17.6
ザールラント	0,3	42.3	18.3	39.4	—
(西ドイツ)	24.6	38.5	25.1	13.1	23.3

表5 農林業専業経営の農地整備関係者数およびその農地統合比 (1974)
規模別連邦全域

	経営規模階層						1974	1973	1972
	< 5	5~10	10~20	20~30	30~50	50ha ≤			
関係者数	16,512	3,682	3,037	1,133	613	299	25,276		
旧新	15,404	3,687	2,989	1,133	613	298	24,078		
筆数1~2	9,247	314	216	75	27	20	9,899		
旧新	11,428	854	565	200	86	50	13,183		
筆数3~5	3,242	516	372	151	89	33	4,403		
旧新	3,050	1,528	983	352	214	89	6,216		
筆数6~10	2,074	704	575	239	155	75	3,822		
旧新	825	1,029	1,080	371	193	89	3,587		
筆数11~20	1,345	1,059	717	243	162	96	3,622		
旧新	96	198	292	160	95	54	895		
筆数21以上	604	1,089	1,157	425	180	75	3,530		
旧新	5	28	69	54	25	16	197		
統合比	3.9:1	5.3:1	6.0:1	5.5:1	5.0:1	3.3:1	4.9:1	4.8:1	5.0:1

州別

州		経営数					筆数	統合比	
		計	うち所有筆数						
			1~2	3~5	6~10	11~20			21 ≤
シュレーズヴィッヒ	旧	374	59	132	125	54	4	2,145	1.7:1
=ホルシュタイン	新	367	104	168	74	20	1	143	
ニーダーザクセン	旧	2,480	1,374	532	334	186	54	11,142	2.2:1
	新	2,447	1,818	453	143	33	—	5,675	
ノルトライン	旧	1,353	445	303	333	156	116	10,998	3.7:1
=ヴェストファーレン	新	1,350	800	853	146	17	2	4,108	
ヘッセン	旧	1,586	803	248	194	159	182	14,132	4.6:1
	新	1,460	944	273	178	59	6	4,536	
ラインラント=プファルツ	旧	4,846	1,924	990	707	546	679	49,712	6.1:1
	新	4,498	2,857	1,011	508	102	20	12,034	
バーデン=ヴェュッテンベルク	旧	2,000	449	149	215	457	730	37,449	5.9:1
	新	1,967	718	650	493	99	7	8,948	
バイエルン	旧	12,621	4,845	2,048	1,913	2,058	1,757	126,300	5.0:1
	新	11,973	5,936	3,267	2,044	565	161	48,050	
ザールラント	旧	16	—	1	1	6	8	335	9.3:1
	新	16	6	9	1	—	—	52	
連邦全域	旧域	25,276	9,899	4,403	3,822	3,622	3,530	252,204	4.9:1
		24,078	13,183	6,216	3,587	895	197	84,837	

施設に1,282ha、景観養育のための植林に303haが当てられ、767kmに及ぶ列状植林(防風など)が行なわれた。これらの道路・水路などに必要とされる公共・共同施設の土地は、以前のものの約2倍になっている。道路なども安全性にかんがみて、目的別に設けられるために広い土地が必要とされるようになった。

分散農地の統合度合を1971年の成果でみると、農地整備前の農業専業経営(2ha以上)の所有筆数の最多頻度は15筆であったものが、整備後は4筆が最多頻度となった。1974年の農林業専業経営の農地整備事業前所有筆数21以上の3,530の経営数は197に激減し、所有筆数11-20の3,622の経営数が895

と約1/4となり、6～10筆の経営数は若干減少した程度であった。逆に所有筆数5以下の経営数は皆増加し、農地の統合の成果が多筆所有経営ほど大きかったことを物語っている(表5)。1974年の農地整備にともなう農地統合の成果を州別にみると、地域差がはっきりしている。西ドイツ全体の整備後の1筆農地は丁度1.00haであるのに、ニーダーザクセン州(2.18ha)とシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州(1.93ha)と一筆耕地は大きく、逆にザールラント・ラインラント＝プファルツ(0.53ha)などのブドウ栽培や野菜などの集約作物の卓越する州の一筆耕地は小さい。

農地整備の成果の一つの指標として、農林業専業経営の農地筆数の統合比を見ると、連邦全体では4.9:1と、筆数は約1/5になって統合化が進んだことを示している。経営規模階層別では、10～20ha層が6.0:1と最も農地整備の効果が大きかった(表5)。逆に50ha以上層と5ha未満層は、それぞれ3.3:1と3.9:1の統合比で、相対的に農地整備の効果が小さかった。平均的には5ha未満の経営は6筆が2～3筆となり、5～20ha層は19筆がわずか6筆となり、20～50ha層は22筆が7筆に、50ha以上層は20筆が9筆になって、完全に1筆に統合されるというのは稀なケースである。

州別ではザールラントの統合比が最高で9.3:1、次にラインラント＝プファルツとバーデン＝ヴュッテンベルクで、いずれもブドウ栽培の盛んな州である。逆に統合比の低いのはシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン(1.7:1)とニーダーザクセン(2.2:1)であるが統合前にすでに農地区画が大きいこ

表6 農地整備事業にともなう指定された農地区分(1974)

	旧	新
耕地	107,618ha	107,210ha
永久草地	54,363	47,846
林業地	49,948	50,045
ブドウ園地	1,480	1,774
その他の特殊作物	940	996
荒蕪地	3,407	2,035
荒れ地	1,400	1,271
耕境地	159	301
休耕地	381	126
道路・水路	9,308	16,373
住宅建設地	4,623	5,324
工業用地	553	910

ともある。農地整備あるいは迅速統合に関係する経営のうち、約半分以上は5ha以下層であり、1/3が5～20ha層、約1/10が20～50ha層、50ha層は1%に過ぎない。

新たに農地整備に指定される土地のうち、耕地と草地の割合は若干減少している(表6)。森林面積はほとんど一定である。著しく特徴的なことは、バーデン＝ヴュッテンベルク州²¹⁾とバイエルン州のブドウ山の面積が著しく増えていることである。また道路・水路や工業・住居用の土地は著しく増えており、バイエルン州やノルトライン＝ヴェストファーレン州は農地整備が地域計画の一翼を担っていることを物語っている。

逆に農地整備地域では荒蕪地と休耕地は減少している。

IV 村外移住(アウスジードルング)

アウスジードルング(Aussiedlung)として知られる西ドイツの農村集落の散居化による集落再開発と、村外移住する農民の経営農地拡大にともなう農業経営の近代化と合理化は、西ドイツの農業構造改善政策の象徴として日本にも早くから紹介されてきた。

1955年の「農業法」に基づく農業造改善措置が「グリーン・プラン」資金によって発足した。当初の1956—61年の4年間の事業費実績では、総額27.9億DMのうち、アウスジードルングと経営規模拡

大 (Aussiedlung und Aufstockung) 措置費が最も大きく (37.5%), 次いで農地整備費 (20.0%) であった²²⁾. アウスジードルングこそは, 農業構造改善政策の中で, 個別経営的措置として, また同時に超個別経営的措置として, 理想的なものであると考えられていた. しかし, 多大な費用がかかることと, 移住した農民の社会生活上の観点から, 「なに」を「どこへ」移住させるかについて議論されることになった.

1. 村外移住措置の意義

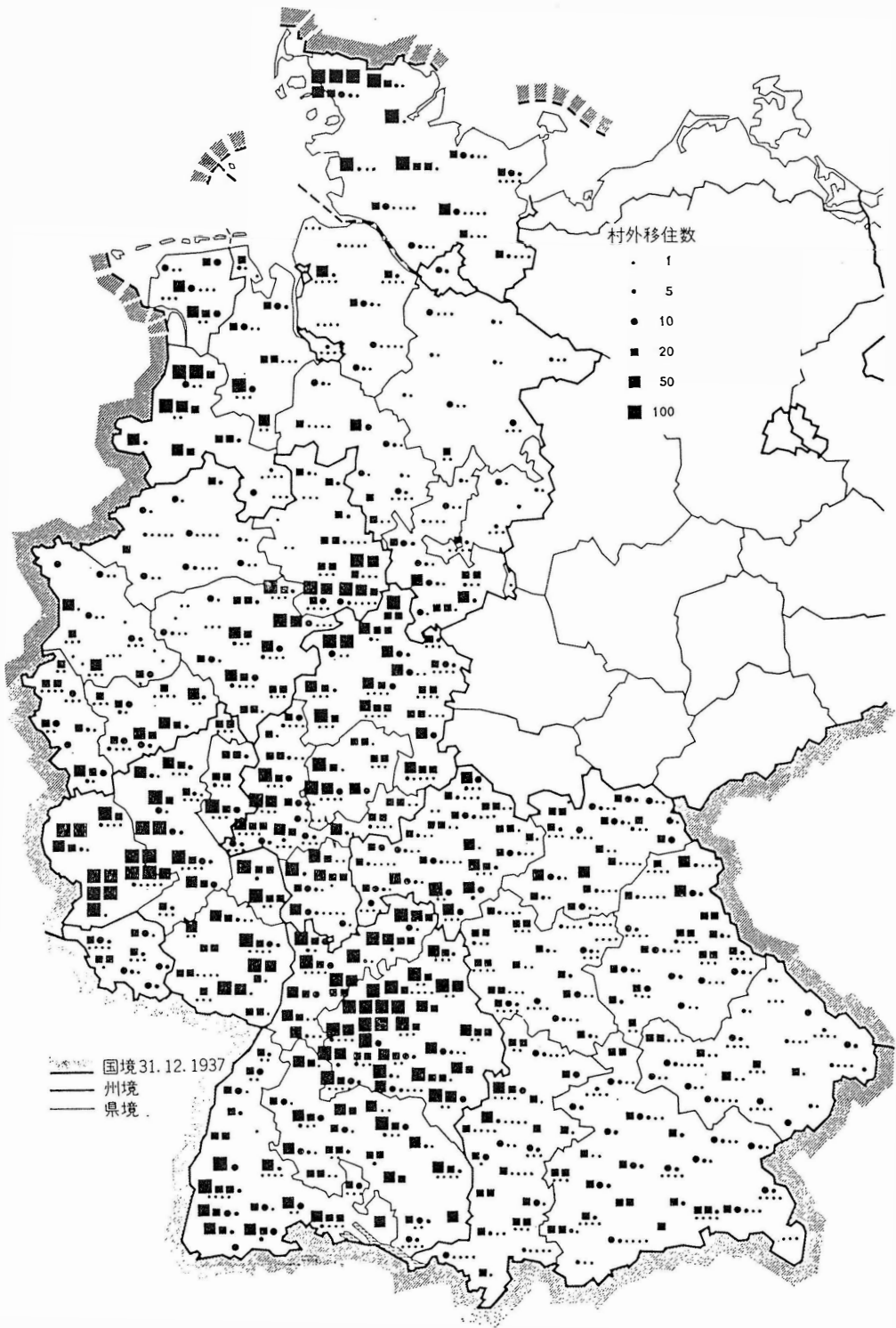
1956年6月の最初の農業構造改善のための個別経営的措置促進の方針の中で, 村外移住 (Aussiedlung)・古い農家の新改築 (古屋再開発 Althofsanierung)・経営規模拡大が最も重要なものであった. この措置によって, 1956年から1971年までの16年間に33億DMの連邦資金が投入され, 21,140のアウスジードルング (図1), 26,600の古屋再開発 (図2), 23,020の経営規模拡大, 5,500の経営転換が促進され, その他7,270の村外移住者の屋敷購入者に購入資金の貸付が行なわれてきた.

前年の3割となったり, 逆に23割増といったように, 年によって個別経営改善措置費にかなり変動が大きいのは, 農民が長期間負債を負うのをちゅうちょしていることや, 当局側が選別的振興条件を出しているためである. 過去16年間に21,800のアウスジードルングがあったが, 年々減少してきている. 16年間の村外移住数の平均は1,363年で, それに比べると1971年の412 (1974年は293件) は平均値の30%にしか達しなかった. (21,800件の村外移住を州別にみると, その27%がバーデン=ヴュッテン

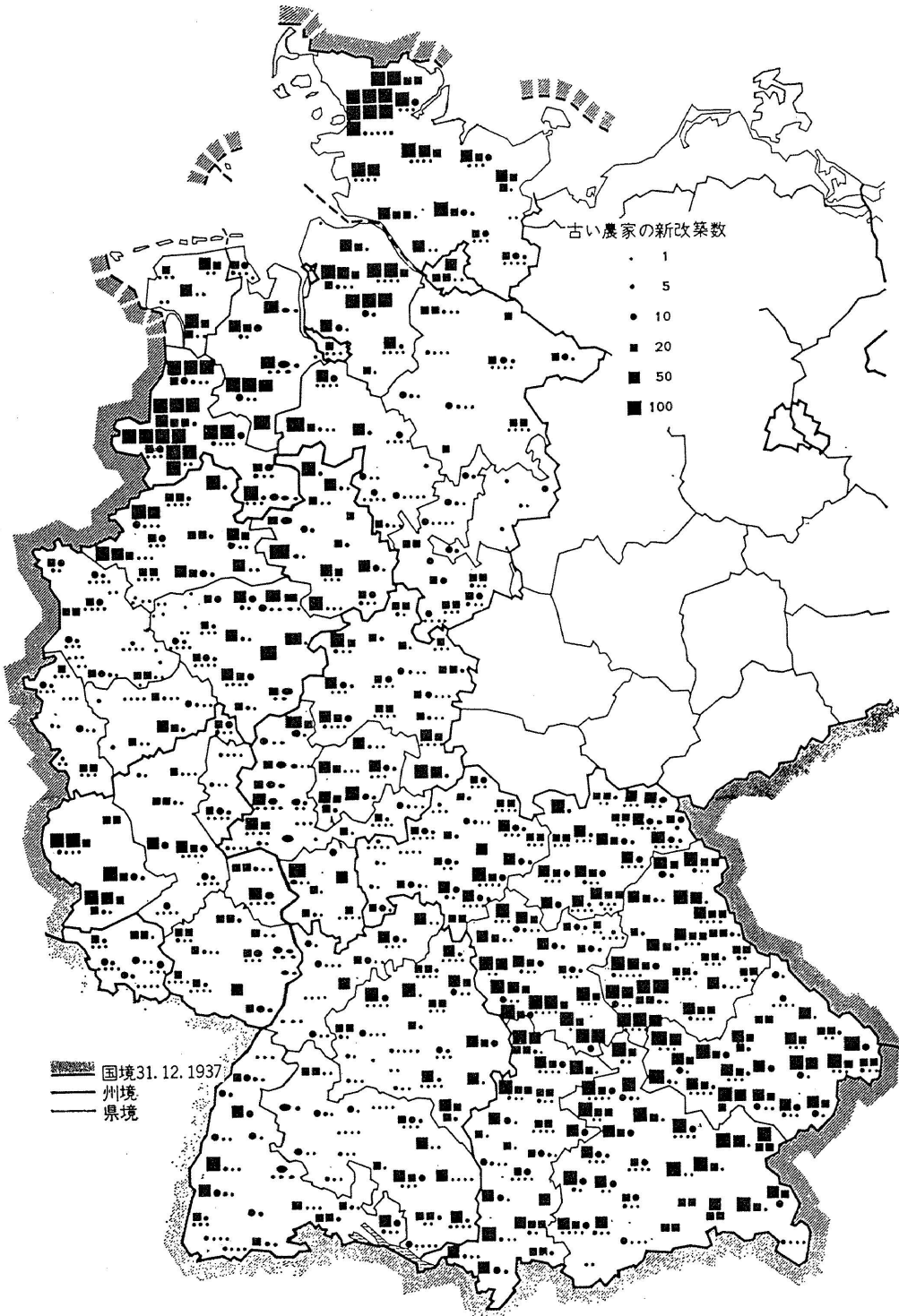
表7 西ドイツの農業構造改善の個別経営措置

	村 外 移 住 *			農家の新改築 件 数	経営規模拡大 件 数	経営転換 件 数	移住跡地 購入件数	総 費 用 1,000 DM
	件 数	費 用 (1,000 DM)	うち連邦資金					
1956	424	37,901	17,192	—	774	60	57	48,627
1957	1,196	113,908	54,042	—	351	376	388	162,299
1958	1,822	204,043	119,754	—	607	93	600	225,482
1959	1,423	167,013	91,519	41	665	119	780	198,197
1960	1,541	200,045	118,825	407	1,049	165	574	251,163
1961	2,164	319,252	188,922	1,542	1,736	323	842	447,200
1962	2,524	425,819	233,670	2,107	2,161	390	836	609,690
1963	1,607	304,004	166,053	1,886	1,771	336	619	471,648
1964	1,626	358,249	175,660	3,126	2,053	651	563	706,729
1965	1,812	440,851	203,106	4,356	2,380	907	487	925,450
1966	1,083	285,118	125,002	2,364	1,297	714	356	570,767
1967	1,495	381,986	173,958	4,066	1,501	794	333	836,327
1968	978	260,901	121,692	2,029	1,248	338	272	542,523
1969	378	102,907	49,368	742	733	122	243	223,781
1970	652	201,087	91,024	2,046	903	74	162	482,932
1971	412	139,271	60,141	1,885	630	38	162	416,401
1971年の費用 (1000 DM) その割合		139,271 33.4%		253,694 61.1%	17,264 4.1%	214 0.1%	5,958 1.4%	416,401 100.0%

(* 資金関係のはっきりしているもののみ)



第1図 西ドイツの村外移住数の分布 (1956~1971)



第2図 西ドイツの古い農家の新改築数の分布 (1956~1971)

ベルク、18%がバイエルン、16%がラインラント＝プファルツ、13%がヘッセン、11%がノルトライン＝ヴェストファーレン、9%がニーダーザクセン、5%がシュレースヴィヒ＝ホルシュタインであった。)アウスジードルングは非常に費用がかかるものになってきたためである。村からかなり離れたところへの移住は、電気、電話、水道、ガス、場合によっては下水などの補給路のインフラストラクチャーの整備に、莫大な金がかかるためである。経営規模拡大の件数の減少も、経営規模拡大促進が例外的であるとみなされるように、方針が転換したことによる。

それに対して古い家屋敷の改築援助措置は、1959年から1971年の13年間に25,897件行なわれた。1971年には1,885件(1974年2,206件)で13年間の平均件数1,992の95%と、ほぼ長期間の平均値に近くて、古屋再開発は未だ積極的に行なわれている措置といえることができる。

1971年のアウスジードルング412件のうち、326件が全く新しい住居、経済棟の新築であり、30件はすべての経済棟を集落外に新築した(部分移住 Teilaussiedlung)もので、22件は例えば豚の肥育のような、一つの根幹をなす経営部門用の経済棟だけを集落外に新築した(経営部門移住 Betriebszweigaussiedlung)。34件は既存の家屋敷を購入するのを援助したものであった。1974年の村外移住数293件のうち、全棟移住は184件、部分移住は58件、経営部門移住は51件と、コストの高い全棟完全移住よりは、部分移住や経営部門移住が相対的に増えてきた。

農地整備の枠内でのアウスジードルング

1956年から1971年のアウスジードルング数21,800件のうち、農地整備の枠内で行なわれたものは36%の7,762件であった。州別ではシュレースヴィヒ＝ホルシュタインが69%と飛び抜けて高く、逆に低いのはバイエルンの28%である。

農業構造改善事業の事業主はあくまでも農民個人であるが、各種財政援助や指導の窓口やサービス機関として、農業会議所(Landwirtschaftliche Kammer)や農業発展協会・農業集落・農業協会などと、様々な名称の連邦費用でまかなわれる機関がある。

2. 移住屋敷の立地

移住屋敷を集落の縁辺に置くべきか、離れた農地の真中に置くべきかは、村外移住の成否にかかわるほど重要な問題である。農業構造改善委員会は村外移住屋敷の立地場所について、次の4つを区別している³³⁾。

1. 集落縁辺位置 屋敷地の少くとも一面が集落位置に属す地籍に直接接している。
2. 列状位置 屋敷が集落から農地に通づる路に沿って並んでいる。
3. 分散位置 集落縁辺と村境の間に疎らに分散して居住。
4. 村境位置 屋敷が集落位置から遠く離れている。

いずれの位置をとるかは、その村の土地利用、経営形態や局地的な自然条件などによって個々に決められる。ヘッセン州農業構造改善委員会は、これらの村外移住する屋敷の立地場所の功罪について論じており、プランナーの指針となっている(表8)。

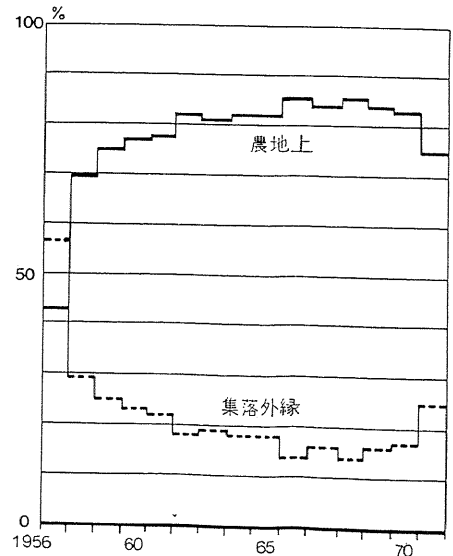
農地の上に村外移住し、それによって内部交通位置を改善することは、狭い村の塊りに留まっているよりも一般的には適切である。経営農地への移動時間が農作業の能率アップによって村外移住への

表8 村外移住屋敷の立地場所

立地タイプ	特徴	長所	短所	適性	条件
農地上の小村位置	村と村境の間にくつつかの屋敷が集まるか、村境のある一点の囲りに不規則に並んでいる。	農地は統合され、放牧地に接し、すべての経営手段および共同施設が合理的に利用でき、期間の定まった植林ができる。近隣共同生活と近隣相互援助が容易にできる。開発費を共同で負担できる。	集落縁辺位置よりも開発費が相対的に高い。村の共同施設(学校・教会)に非常に遠い。	発展ダイナミックのある村や、大きな村、とくに村から遠く隔った村境的部分(距離・高度差)。	小村形成にはいく人かの経営主の合意が必要。
農地上の列状位置	村と村境の間にくつつかの屋敷が一つの道に沿って並ぶ。	同上	同上	同上	同上
農地上の孤立位置	村と農地境界の間の様々な距離に孤立屋敷が不規則に分散している。	同上 村境にある場合には、一層適切な経済全体の効果があげられる。	開発費が最も大きい。共同作業と近隣援助がむづかしい。村の共同施設から最も遠くなる。	比較的大きな村域と不規則な地形の村で、割合大規模経営で、開発可能性が大きなところ。	水の獲得が自然的に容易でかつ道路開発ができること。
村の縁辺位置	村の建設地域に依存するが、一面は農地に直接接続している。	交通・水・電気網に直接接しているので開発費が低い。村の経済文化施設と直結している。	農地の統合は不可能。それゆえ独自の経営および集落内の経営にとっての内部交通位置が悪い。集落拡大により他の建物で包囲されてしまう危険がある。	農地が狭い小さな農村の兼業および比較的大きな農民屋敷。	十分に広い屋敷地。農地に入るときに集落内道路を通らないこと。村の将来の再開発を防げないこと。集落内経営の内部交通を不適切に妨げないこと。

開発費がカバーできる度合いが大きいほど有利であり、その点で数軒づつまとまって移住する小村形態は、開発費が分担できる点で有利である。モータリゼーションによって村から1,500m位の距離はそれほど負担ではなくなった。しかし高度差がかなり大きい(3%以上)場合には、堪え得る距離はかなり減殺される。牛乳生産をする牧畜経営が、村外移住する距離に最も敏感である。

村外移住する屋敷地の大きさは、10~20ha層で0.3~0.4ha(約900~1,200坪)、20~30ha層で0.35~0.45ha(約1,050~1,350坪)と考えられている。村外移住する家は例外なく居住屋と経済屋が分離され、居住屋の内部は都市の住居と全く変わらないか、それ以上の立派さである。



第3図 西ドイツの村外移住地の立地変動(1956~1971)

表9 西ドイツの村外移住屋敷の立地場所と最寄集落への距離 (1971)

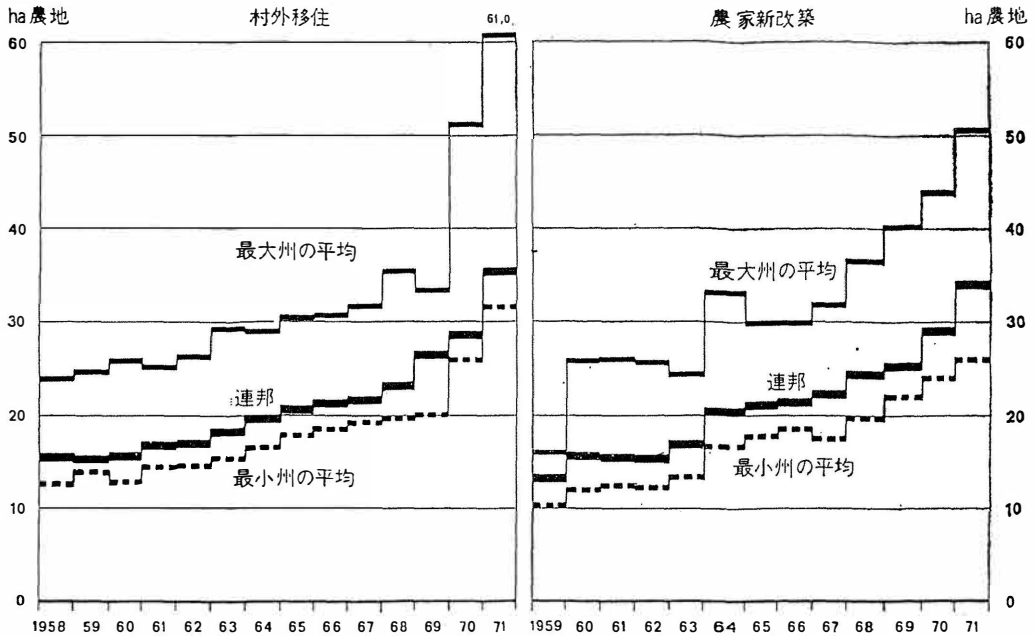
州	(西ドイツ)	SHo	NdS	NRW	Hes	RPf	BWü	Bay	SIId
村外移住総数	275	3	26	36	11	85	93	20	1
うち集落縁辺 数	70	1	1	4	4	45	8	7	—
%	25	33	4	11	36	53	9	35	—
農地上孤立屋敷 数	148	2	20	26	6	36	45	12	1
%	54	67	77	72	55	42	48	60	100
集落外縁からの距離(m)									
200～300	13	—	5	4	—	18	14	27	100
300～500	28	—	17	21	—	43	28	46	—
500～1000	34	—	22	42	60	27	42	18	—
1000～2000	18	—	39	25	40	12	11	9	—
2000～5000	7	100	17	8	—	—	5	—	—
5000以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総計 %	100	100	100	100	100	100	100	100	100
数	137	2	18	24	5	33	43	11	1
農地上小村 数	57	—	5	6	1	4	40	1	—
%	21	—	19	17	9	5	43	5	—
集落外縁からの距離(m)									
200～300	2	—	20	—	—	—	—	—	—
300～500	11	—	—	—	—	—	15	—	—
500～1000	43	—	—	40	—	50	49	100	—
1000～2000	33	—	20	40	—	25	36	—	—
2000～5000	11	—	60	20	100	25	—	—	—
5000以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総計 %	100	—	100	100	100	100	100	100	100
数	55	—	5	5	1	4	39	1	—

(距離別農家数が少ないのは、距離の記入がなかったため。SHo: シュレースヴィヒ=ホルシュタイン, NdS: ニーダーザクセン, NRW: ノルトライン=ヴェストファーレン, Hes: ヘッセン, R Pf: ラインラント=プファルツ, BWü: バーデン=ヴュッテンベルク, Bay: バイエルン, SIId: ザールラント。)

1956年から60年までは農地の真中に立地させる傾向が強まった。1966年から70年までは、農地の真中に移住するものが80%程度あり、集落縁辺は15%程度に過ぎなかった(図3)。1971年には、農地の真中に移住するものの割合は75%程度に低下した。農地の真中に移住する場合の集落からの距離は、500～1,000mが最も多く、次いで、300～500mである(表9)。数軒ずつ、ややまとまった小村(Weiler)となって移住するものは、孤立屋敷よりもやや集落から遠いところへ立地している。すなわち500～1,000mが43%、1,000～2,000mが33%である。

3. 経営面積

1956～71年の16年間に22,580農家が総額5.5億DM(うち3,1億DMは連邦資金)の資金で69,900haの農地を購入して経営面積を拡大した。村外移住者の31%は同時に連邦の経営規模拡大資金を借り



第4図 西ドイツの村外移住者および農家新改築者の平均農地面積 (1958~1971)

て移住にもなって経営面積を拡大した。

連邦全体では1958年には村外移住した経営の平均農地が16.0haであったものが、1971年には35.9haとなった。(いずれも特殊作物栽培経営を除く)(図4)。また新改築した農家の平均経営農地面積もほぼ同じ傾向を示している。

1958—71年の5年間に村外移住した経営を経営規模別にみると(表10)、規模拡大化傾向が一層はっきりする。30ha以上層の村外移住に占める割合は5%から44%へ増加した。1970年から71年にかけて10ha未満層が増えているのは、特殊作物栽培経営の割合が22%から32%へ増えたためである。特殊作物栽培経営の村外移住に占める割合は、1958~71年の14年間に13%であり、州別ではブドウ栽培、野菜栽培経営の多いラインラント=プファルツ州が連邦全体の43%を占めていた(表11)。特殊作物経営の平均経営規模は、連邦全体²⁴⁾で6.3ha、最大がシュレースヴィヒ=ホルシュタイン州とニーダーザクセン州で、最小が工業州ノ

表11 村外移住した特殊作物栽培経営の割合と、その平均農地面積 (1958—1971)

州	経営の割合 %	平均農地面積 ha
(西ドイツ)	13	6.3
シュレースヴィヒ=ホルシュタイン	2	8.0
ニーダーザクセン	3	8.0
ノルトライン=ヴェストファーレン	8	4.1
ヘッセン	3	6.2
ラインラント=プファルツ	43	5.8
バーデン=ヴュルテンベルク	14	7.6
バイエルン	3	7.1
ザールラント	15	5.0

表10 西ドイツの経営規模別村外移住者の割合

	<10 ha	10~20	20~30	30≦
1958	19	63	13	5
1968	14	34	38	14
1969	15	21	44	20
1970	17	13	40	30
1971	23	9	24	44

ルトライン＝ヴェストファーレン州の4.1haである²⁵⁾。

農業構造改善措置を受ける農家は、家屋敷を新改築するだけでなく、購入あるいは借地によって農業経営面積を拡大したり、家畜頭数を増やそうと努める。とくに村外移住しようとする農家は経営規模を拡大しようとする意欲が強い。村外移住者は、単に家屋敷の新改築をする人よりは経営規模拡大の機会に恵まれているだけでなく、脱農ないしは経営転換などによって必要でなくなった他人の農地を受け入れる経営となるものが多い。

西ドイツ全体では村外移住者は1971年の場合平均22.7haのものが、移住後は27.1haへ平均4.4haの規模を拡大した(表12)。狭い農地で集約経営を行なう特殊作物経営の規模拡大(7.5→8.5ha)より

表12 西ドイツにおける村外移住者の事業前後の経営農地面積の変動(1971)

州	総 数			う ち			
	村外移住者数	平均農地面積		特殊作物経営 平均農地面積		その他の経営 平均農地面積	
		現 状	現 状 _{ha}	事業後 _{ha}	現 状 _{ha}	事業後 _{ha}	現 状 _{ha}
(西ドイツ)	407	22.7	27.1	7.5	8.5	29.7	35.9
シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン	7	34.3	40.0	—	—	34.3	40.0
ニーダーザクセン	67	35.6	40.1	5.1	6.4	37.5	42.2
ノルトライン＝ヴェストファーレン	46	24.3	27.3	6.5	6.3	29.2	32.4
ヘッセン	19	27.1	33.7	4.7	4.7	28.3	35.3
ラインラント＝プファルツ	105	13.6	14.8	7.0	7.5	27.5	32.0
バーデン＝ヴュッテンベルク	129	20.7	27.9	9.6	11.8	24.9	33.9
バイエルン	31	27.9	30.3	7.3	8.9	31.8	35.4
ザールラント	3	0.5	20.8	0.5	0.7	—	61.0

も、それ以外の経営の規模拡大が大きかったのは当然のことである。州別ではザールラントが0.5haから20.8haへと大飛躍を示したが、これはたった3例だけで、偶然的要素が大きいと見える。バーデン＝ヴュッテンベルク州は7.2haの規模拡大を示し、特殊作物経営ですら2.2haの規模拡大(35軒)を行なったことは特筆に値する。

農地整備事業およびそれともなう村外移住事業を契機に規模拡大した経営は、その拡大農地の一部は購入であり、一部は借地である。1971年度についてみると、村外移住事業の前後で借地保有者(小作人)率は変化してないが、80%と非常に高い。州別ではヘッセン(100%)・バーデン＝ヴュッテンベルク(92%)・ノルトライン＝ヴェストファーレン(81%)の借地保有者率が高い(表13)。

村外移住にもなって他人の農地を購入する場合には借地人は減るわけであり、シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン州は借地人率が半減した。購入できないまま経営の規模を拡大すると、新たに借地して小作人となる。バイエルン州とバーデン＝ヴュッテンベルク州では事業後、借地人率が若干高くなっている。農地に占める借入地の割合が60%を越えるものが、西ドイツ全体で22%あるが、ヘッセン州では実に半分以上の53%にも及び、バーデン＝ヴュッテンベルク州でも36%にのぼっている。このように西ドイツでは借地農業経営はむしろ普通の姿であって、日本のような小作農といった暗くみじめなイメージはない。むしろ積極的な農産の担手としてのイメージである。戦後日本における

表13 村外移住者の農地整備前後の州別借地率 (1971)

州	事業前		事業後					
	経営数	うち借入地をもつ割合 (%)	借入地をもつ割合 (%)	借入地率				
				<20%	20~39	40~59	60~79	80~100
(西ドイツ)	412	80	80	14	22	22	16	6
シュレースヴィヒ =ホルシュタイン	7	86	43	14	29	—	—	—
ニーダーザクセン	67	64	67	31	21	9	4	2
ノルトライン=ヴェストファーレン	47	83	81	9	32	23	13	4
ヘッセン	19	100	100	—	21	26	42	11
ラインラント=プファルツ	106	80	77	14	25	25	8	5
バーデン=ヴュッテンベルク	132	90	92	7	19	30	28	8
バイエルン	31	58	68	26	16	7	16	3
ザールラント	3	33	33	—	—	—	—	33

「借地権は第2の所有権」といった風潮の下では、農地の流動化が非常に制約され所有権は当然のこととして、経営権を保有したまま他人に耕作を請け負わせるといった、日本的な請負耕作が水田地域では行なわれている。

〔家畜数〕

村外移住や農家の新改築によって、家畜の飼育頭数拡大の基礎が作り出される。村外移住した300経営 (1971) のうち、20~29頭飼育経営が31%でトップ、次いで10~19頭飼育経営が27%であったが、事業後は50頭以上が49%、次いで40~49頭が25%である。当然のことながら、50頭以上の大規模飼育の割合は、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州が100%、ニーダーザクセン州が76%で、北部酪農地域の特色がよく現われている。

4. 村外移住費

村外移住した者のそれまで住んでいた家屋の建設年代をみると、居住屋の約3/4、経済屋の半分以上が第1次大戦以前の建設である。居住屋についてみると、13%が1800年以前の建設で、21%が1800~1869年、42%が1870~1914年、11%が1915~1944年、戦後の建設は13%であった。

1971年の一つの村外移住 (アウスジードルング) の見積り額は、連邦の平均で351,800DM (4,222万円) で、内訳は建設費314,450DM (89.4%)、(うち居住屋建設費119,400DM、経済屋建設費169,700DM、一般建設費25,350DM)、開発費36,720DM (10.4%)、その他諸経費630DM (0.2%) であった。

1m³ 当り建設費は1958年の54DMから1971年の145DMに2.6倍となり、さらに1居住屋の容積が753m³ から822m³ へと増大することによって、建設費はますます大きくふくらむことになった。居住屋の平均最高建設費はたいていの年はバーデン=ヴュッテンベルク州かザールラント州であり、最低はシュレースヴィヒ=ホルシュタイン州である。建設費が相対的に高いのはノルトライン=ヴェストファーレン州やヘッセン州もそうであり、相対的に安いのはニーダーザクセン州やラインラント=プファルツ州で、農業形態と建築様式が関係している。

畜舎を主体とする経済屋も建築単価の上昇と並んで、すでにみたような家畜頭数の増加によって、

全体の建築費は非常に大きくなった。また村外移住する場合にも、孤立屋敷あるいは小村の屋敷として農地の真中に移住する場合には、集落縁辺に移住する場合よりも 16,000DM (192万円) よけいにかかる。また孤立屋敷の方が小村よりも 1,300DM (15万円) よけいにかかる。

〔村外移住に対する資金援助〕

村外移住の 1 件当り総費用は、1958年の 110,600DM から 13 年後の 1971 年には 336,800DM (4,042 万円) へ 3.1 倍増した。資金構成は州の財政事情などによって年によってかなり差が大きい (図 5)。1971 年の 396 件の平均 1 件当り 336,770 DM の資金源構成をみると、連邦資金 43% (うち建築貸付 30・開発補助 8・旧地補助 5)、州資金 11% (うち州貸付 7・州補助 4)、その他の資金²⁰⁾ 1%、利子補給を受ける資本市場資金 12%、個人資金 33% (うち個人資金 23%・旧地売却 10%) である。

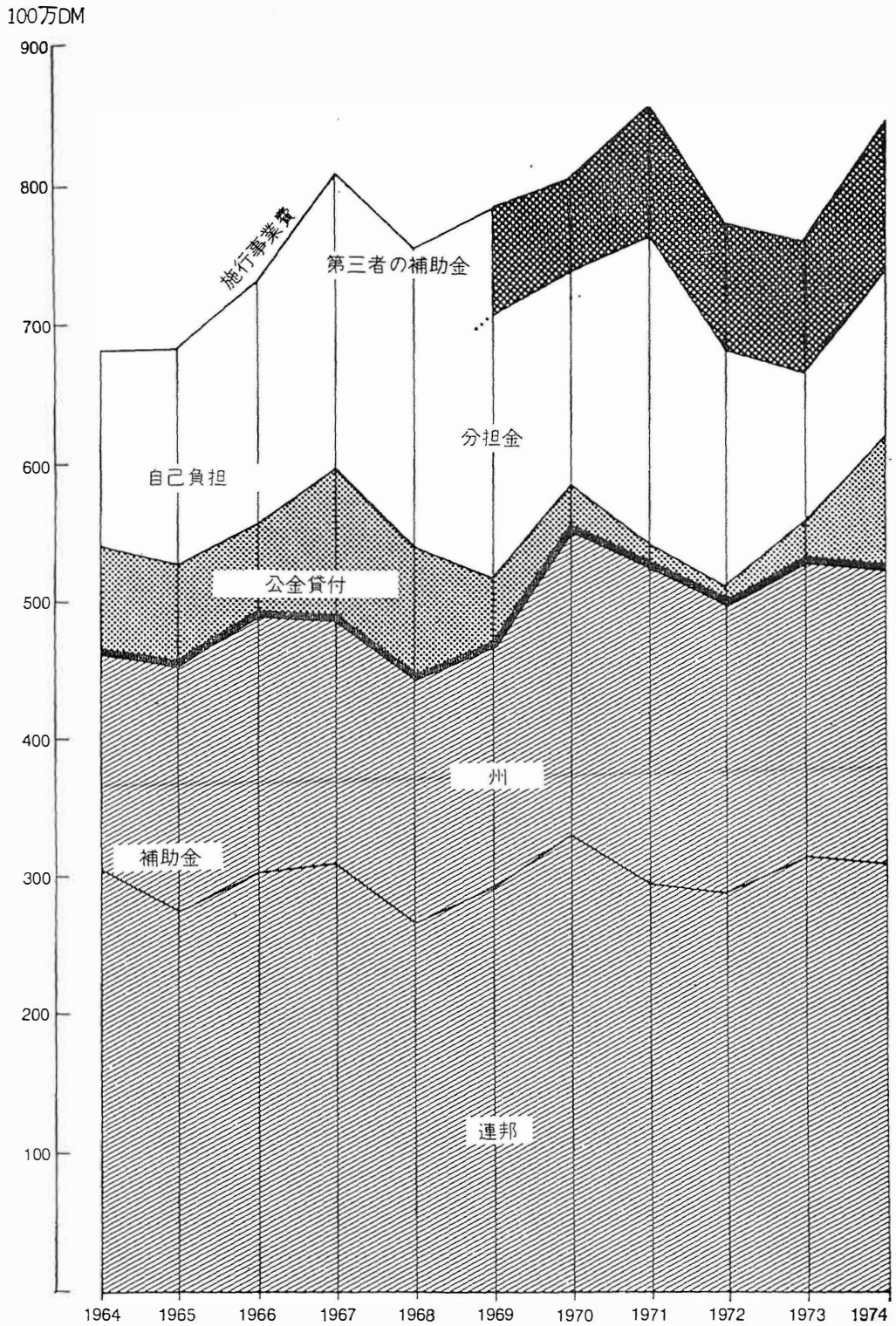
表 14 西ドイツの村外移住者の資金構成 (1971)

州	事業数	総費用 DM	そ の う ち				
			連邦資金	州資金	その他の資金	利子補給を受ける資本市場資金	個人負担
シュレースヴィヒ＝ホルシュタイン	4	324,080	138,080	—	—	40,000	146,000
ニーダーザクセン	61	321,410	156,790	7,790	—	46,860	109,970
ノルトライン＝ヴェストファーレン	46	340,950	131,270	14,760	8,220	29,130	157,570
ヘッセン	19	350,140	128,790	76,430	—	28,100	116,820
ラインラント＝プファルツ	103	263,960	143,280	7,370	970	44,220	68,120
バーデン＝ヴュッテンベルク	130	386,420	149,520	72,220	4,610	43,450	116,620
バイエルン	30	389,470	160,120	33,850	—	42,240	153,260
ザールラント	3	338,120	116,670	103,330	—	55,330	62,790
(西ドイツ)	396	336,770	146,340	35,560	2,720	41,740	110,410
(同比率%)		100	43	11	1	12	33

村外移住費は自然条件や農業形態によって異なり、最高はバイエルン州の 389,470DM (約 4,700 万円) やバーデン＝ヴュッテンベルク州の 386,420DM で、最低はラインラント＝プファルツ州の 263,960DM (約 3,200 万円) である。州の資金援助率にも差があり、ザールラント (30.6%)、ヘッセン (21.8%)・バーデン＝ヴュッテンベルク (18.7%) などの援助率が高い。他方個人負担が 150,000DM (1,800 万円) を越える ノルトライン＝ヴェストファーレン州 (個人負担率 46.2%) やバイエルン州 (39.4%) などが特色ある存在である。

村外移住費は経営規模にも関係し、西ドイツ全体では 5 ha 以下は 1971 年には 263,850DM、30ha を越えると 376,070DM (約 4,500 万円) と相当大きな資金を要する。

古屋の新改築費は 1959 年の 39,000DM から 1971 年には 134,600DM (約 1,615 万円) に 3.5 倍に増大した。新改築費は村外移住費の 4 割程度であり、州の資金援助率に差があり、村外移住と同じくバーデン＝ヴュッテンベルク・ヘッセン・ザールラントで援助率が高く、個人負担額の大きいのはノルトライン＝ヴェストファーレンとバーデン＝ヴュッテンベルクである。



第5図 西ドイツの農地整備施行事業費の構成

5. 村外移住者

村外移住申請を出した人の年齢を1971年度でみると、確認できたもの399のうち60歳以上10%、50歳台14%、40歳台30%、30歳台36%、29歳未満10%である。農場相続人 (Hoferben) の例はまだ多くない (164例) が、実に50%が20歳未満の若い人で、20歳台が41%、30歳台7%、40歳以上2%であった。20歳未満の相続人83名の約半分の49.4%が未だ職業教育を受けるには若過ぎる点がおもしろいところである。

しかし、村外移住者の教育程度は、記載のないものも多い (36.4%) が、39.3%は農業学校卒業生であり、9.6%が農業マイスターや、8.8%が弟子 (Gehilfe) の資格をもっていて、他のドイツの平均的農夫よりも、職業教育程度が高い。

村外移住する1経営当り労働力は1.9人から2.0人を目標としている。すなわち経営主1人と、妻・老人・子供などを合わせて1人の計2人である。移住にともなう経営面積と家畜数の増加から、1労働力当り家畜数は15.2大家畜単位 (GV) から27.3に増大している。

村外移住した農民は大きな負債 (1971年で23,400DM) をかかえながらも、経営の近代化と合理化に努めた結果、純収入 (Reineinkommen) は最低はヘッセン州の20,740DM (1971) から最高はザールラント州の35,950DMまで、西ドイツ全体で29,780DM (約360万円) に向上した。しかし村外移住は単に経済性からだけで、そのメリット・デメリットを論ずるのではなく、よりよい生活条件や労働条件、さらには村再開発、道路建設などの公共の利益の面の貢献も合わせて考えなければならない。

塊村など密集した集落にあった旧屋敷地の取得には平均14,900DM (約180万円) の旧地取得貸付が与えられる。1971年には西ドイツで162の村外移住者の旧屋敷地を取得した者がおり、その73%は農業以外の個人、20%は農民、5%は村、2%は農業労働者であった。旧地の利用方法は、42%が公共ないしは共同施設、11%が隣接する農家の拡張、1%が兼業の場所に、22%がその他の目的に、24%が未定であった。公共目的には取り壊されて広場、駐車場や道路の拡張などに用いられる。

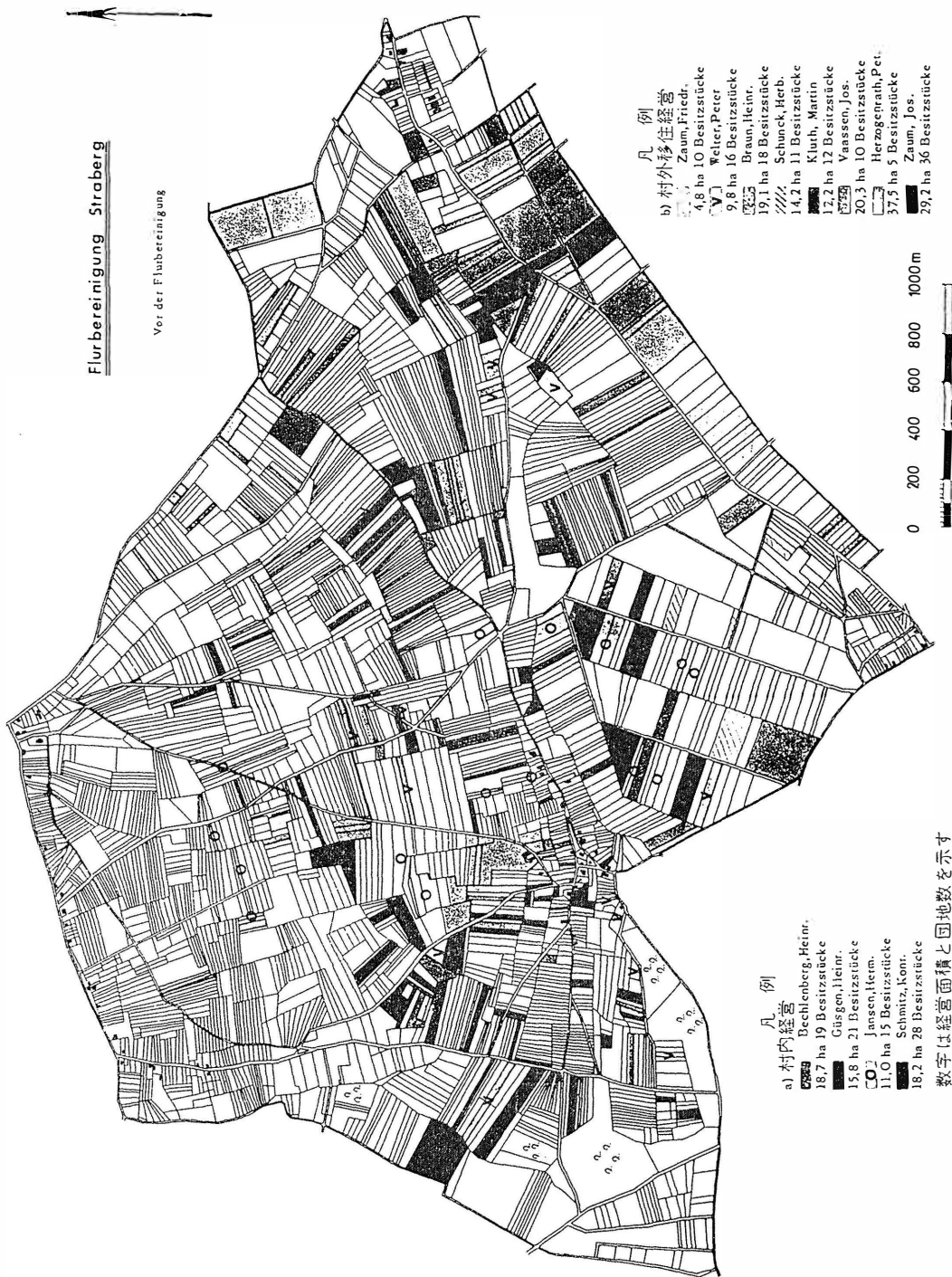
V 農地整備の事例

1953年の農地整備法に基づいて1950年代に行なわれた事例と、1960年代後半の新しい事例について紹介する。新しい農地整備では、1976年の農地整備法改正に顕在化する諸々の農村地域開発と都市住民のための休養・住宅開発などの事業が、先導的に盛り込まれている。

1. 古い農地整備の事例: Straberg (1954~1957)

事例としてノルトライン=ヴェストファーレン州デュッセルドルフ県グレーフェンブロイヒ郡 Straberg 村を取り上げる。事業は1954年に開始、1957年に新区画の指定が行なわれた。Straberg はデュッセルドルフ南南西15km、ケルン北北西22km、ライン左岸の海拔40~50mにあり、人口4,500人、うち約8%が農業人口である。ラインの沖積低地にあり、穀物と耕作物地域で、農地の約25~30%はテンサイが栽培されるという優良農業地帯である。

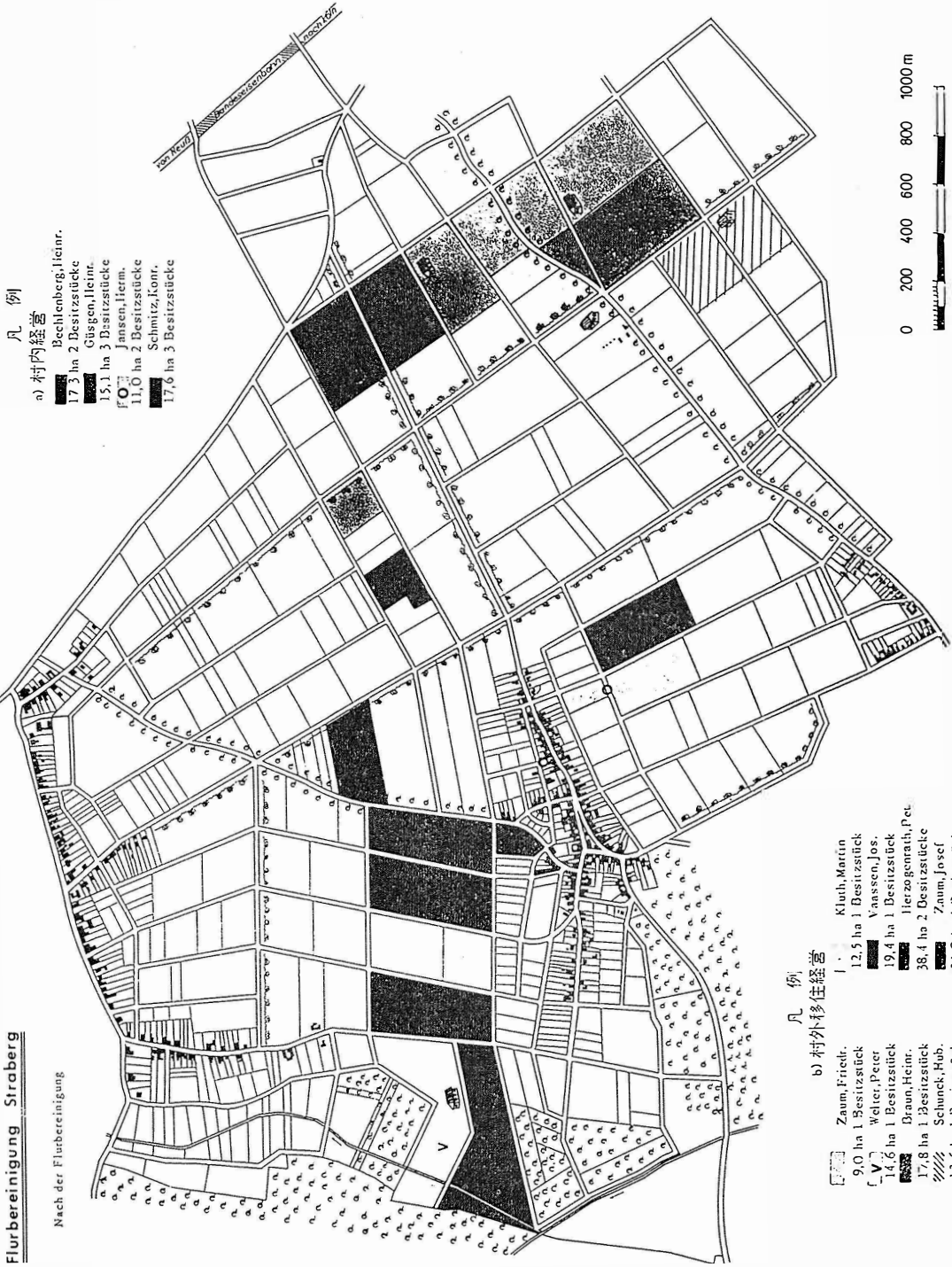
〔農地整備区域の面積〕



第6図 Strabergの農地整備(1954~1957) A 整備前

Flurbereinigung Siraberg

Nach der Flurbereinigung



凡例

a) 村内経営

- Bechtenberg, Heinr. 17,3 ha 2 Besitzstücke
- Güsgen, Heinr. 15,1 ha 3 Besitzstücke
- FO Jansen, Herm. 11,0 ha 2 Besitzstücke
- Schmitz, Konr. 17,6 ha 3 Besitzstücke

凡例

b) 村外移住経営

- Zaun, Friedr. Kluth, Martin
- 9,0 ha 1 Besitzstück 12,5 ha 1 Besitzstück
- V Weiler, Peter Vaassen, Jos.
- 14,6 ha 1 Besitzstück 19,4 ha 1 Besitzstück
- Braun, Heinr. Herzogenath, Pet.
- 17,8 ha 1 Besitzstück 38,4 ha 2 Besitzstücke
- /// Schunck, Hub. Zaun, Josef
- 13,6 ha 1 Besitzstück 31,0 ha 1 Besitzstück

B 整備後

農地	1,225ha = 87.5%
森林	55 = 3.9
宅地・道路・水系	120 = 8.6
	1,400ha = 100.0%

土地台帳による

参加者数	933
準参加者数	276

計 1,209

〔所有関係〕

農業経営	97	750ha
兼業経営 (3ha未満)	180	330
その他の所有者 (土地貸与者)	332	180
公的機関 (村・教会・財団)	20	140

計 629 1,400ha

〔経営規模別経営数〕

<5ha	33	145ha
5~10	36	205
10~15	18	200
15~20	4	65
20≦	6	135

97 750ha

3~12ha 程度の小中経営が多い。

農林地の筆数は2,875から農地整備後は945に減少した。しかし、地籍簿によると3,897筆が1,763になったことになり、土地台帳 (Grundbuch) と地籍簿 (Kataster) の数は合わない。多くは1825年頃作成された地籍 (簿と地図) は今日の法治国家の実態とは合わないので、空中写真撮映による写真が新しい区画割のときに利用された。新区画の配分に当っては旧区画の評価による原則として等価交換が行われた。農地統合農家の2例を、同一農家の経営する農地を○とVで示した (図6)。

ここ Straberg の農地整備の目標は次の様である。

1. 分散農地の統合によって大型機材の導入を可能にし、同時に小作地を小作人の所有地に編入する。629所有者のうち、410人 (65%) が1団地の新しい区画を、154人 (25%) が2団地を、40人 (6%) が3団地を、25人 (4%) が4団地以上をもつことになった。団地とは経営農地筆数の1塊りで、道路で距てられていても、接続している限り同一の団地とされる。
2. 小規模所有者の土地を集落の近くに置くことによって、農地への到達距離を短縮する。
3. 農地整備区域のどの農地へも、近代的農業機械や車で行けるように、総延長28.5kmの新設農林道が設けられた。また農地は若干の例外を除いて、二つの道路に面するようになった。
4. 狭くて通行量の多い村の道の混在を解消するために新しい出口の道を設ける。
5. 8軒の村外移住経営を、隣接村の村境に出す。その際村外移住農家が小村をなすように配慮し

た。移住費は規模にもよるが、85,000～120,000DMであった。移住にともなって小作地を経営地に編入したり、2つの経営でそれぞれ2.5haまたは3.5haの経営規模拡大を行なって、所有地構造を改善した。

6. 0.6kmの溝堀や1.5kmの暗渠排水によって、20haの沼沢地の改良が行なわれた。また4haの荒蕪地や旧道路部分が再び農地化された。また一部は植林されたところもある。
7. 分散した森林持分を統合して森林経営に資する。
8. 防風林を植えて小気候環境を変えるとともに、修景をはかる。
9. スポーツグラウンド、墓地の拡張をはかる。

農地整備の主目標は農業構造の改善であることはいうまでもない。

2. 新しい農地整備の事例：Flamersheim (1961～1968)

ノルトライン＝ヴェストファーレン州ケルン県オイスキルヒェン郡 Flamersheim 村の農地整備ともなう村外移住をとりあげる。この村はボン南西20km、アイフェル山地北麓、南東部の海拔310mから北東部の153mにまがり、南部は偽グライ質のアイフェル前地土壌から北部の肥沃なレス土壌に位置している。農地整備地区は森林地域と南東部の割合大きな経営を除いて1905～1924年に第1回目の整備が行なわれた。Odendorf 村はやっと1940年になって、Kirchheim 村は1955年になって整備された。整備前後の農地の統合状態を2例について、同一経営者の農地を○とVで示した(図7)。

狭い道路網のため近代の大型農業機械の導入が制限され、また年がたつうちに所有農地の分散もはげしくなった。これらの理由と、もう一つは国道56号のアウトバーン様式のバイパスと州道519号の南北バイパス化などによって経営農地が分断されたことなどから第2回目の農地整備が1961年に開始され、1968年に新区画の配分が行なわれた。

〔農地整備地区の面積〕

農地	2,594ha = 71%
森林	603ha = 17%
屋敷・道路・水系	255ha = 7%
建設地	180ha = 5%
合計	3,632ha = 100%

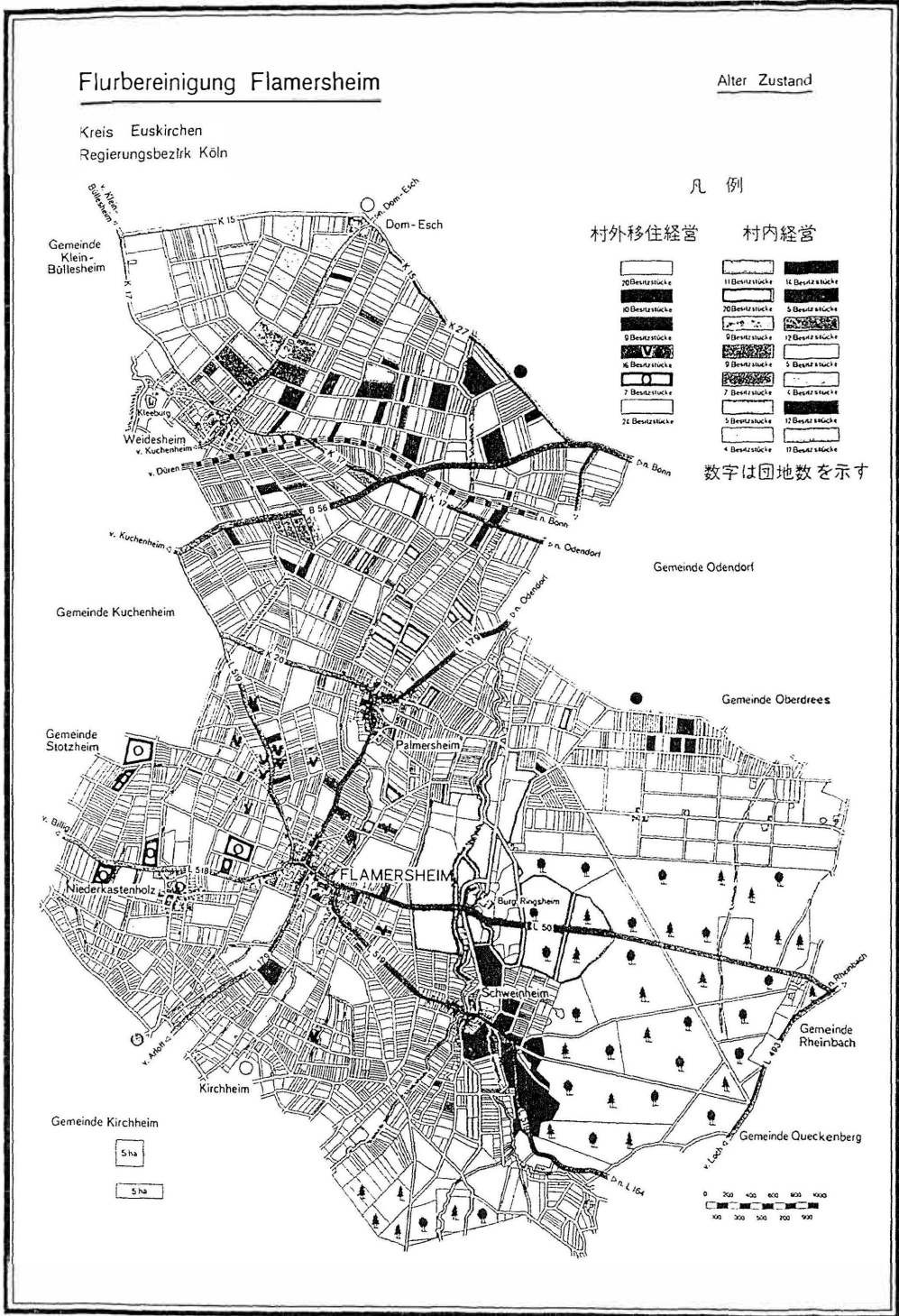
〔土地利用と農業経営〕

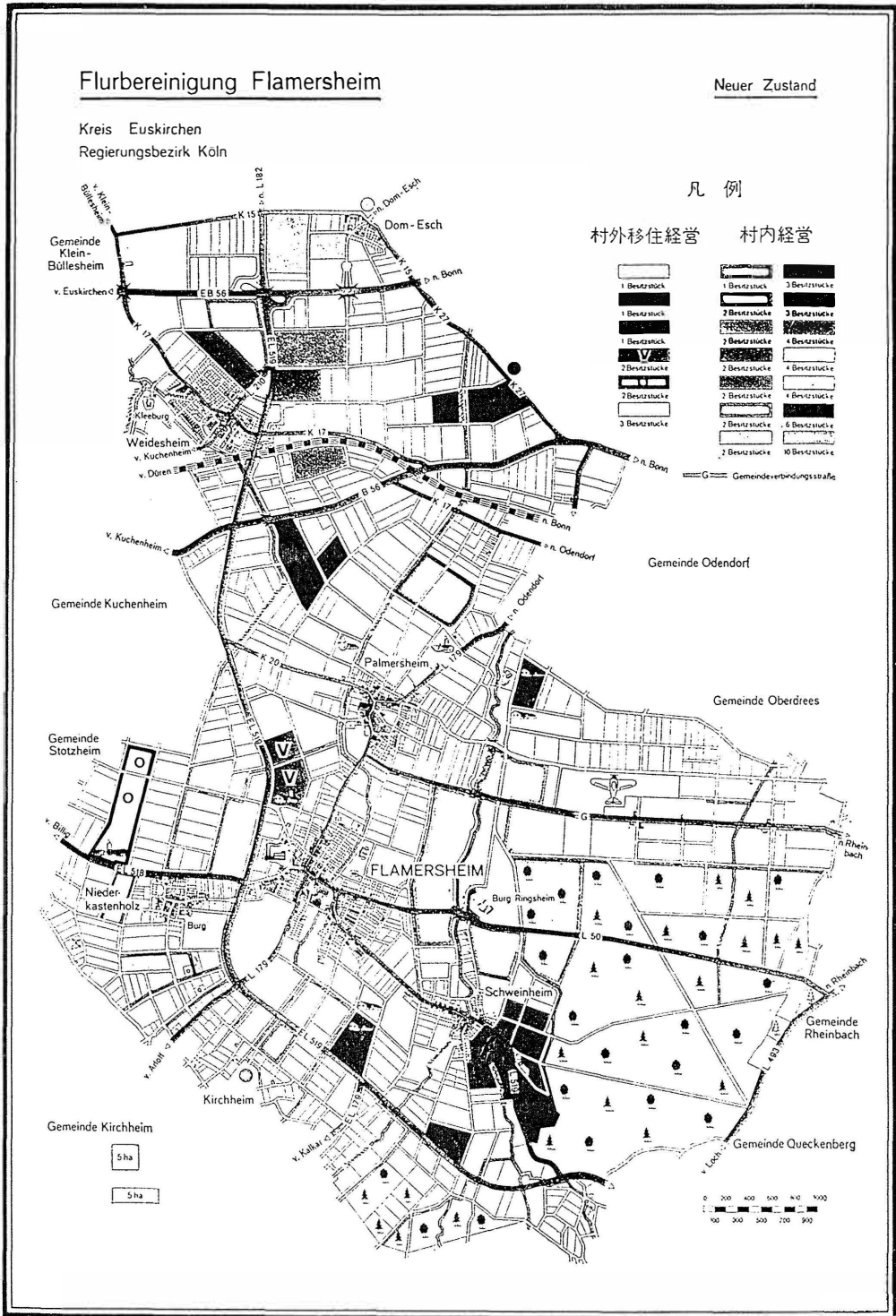
穀物と耨耕作物栽培が卓越し、南部は広い放牧地に、南東部は森林になっている。5～20haの中農が主体で、自己所有地と小作地の比は7：3。

〔参加者数〕

参加者	2,200
準参加者	600
合計	2,800

規模別	所有者	経営者 (小作地を含む)
<2ha	1,468人 = 91%	





2～5	10 = 1	10人 = 7%
5～10	52 = 3	52 = 37
10～20	47 = 3	47 = 33
20～50	29 = 2	32 = 23
50ha≤	3 = 0	
1,609人=100%		141人=100%

1935～1940年に行なわれた帝国土地評価を局地的に検討し、一部は修正し、新しい区画設定の基礎とした。旧所有筆数37,500が9の耕地と草地の階級に、3の森林階級、4の建設（予定）地用の特別の階級に分級され、計算され、評価された。現存する屋敷地、建物地は第1級耕地と同価であると計算された。1,609人の土地所有者のうち、1,425人（89%）が新しい農地の1～2団地を184人（11%）が3～5団地をもつことになった。

集落位置改良のために6軒が村外移住し、村外移住者の経営規模拡大のために10haが当てられた。

国道（EB56, 25km）、州道（EL518, EL519, EL179, 9.4km）、郡道（K17, K20, K27, 4.4km）の新設・拡幅・カーブの改良のために43.1haの土地が当てられた。新道路網では集落からどの農地・林地へも行けるようになった。Flamersheimの囲りの集落から中心の学校へ通づる道路網は、生徒が遠隔交通路を通らなくてもいいように設けられた。新しい農林道は164kmあり、62km（37%）はコーナー舗装、27km（16%）は砂利舗装となった。農地整備区域のうち432haは、地域の景観にマッチするように河川を拡張することによって排水の改修が行なわれ、橋も耐久力30tのもの4、45tのもの1本が設けられた。11の建設計画がある上に、ケルン＝ボンに近いため将来を見越して、825の宅地を74haを費して造成した。そこに農地をもっていた農民には当然のことながら、他の農地で清算した。村外移住者の後地を利用して集落中心部の再開発を行ない、さらに集落内の交通の流れをよくするためにFlamersheimで3軒、Weidesheimで1軒が取りこわされた。さらに村に住んでいる6人の手工業者が村の工業地域に移った。

村およびオイスケルヒェン郡のインフラストラクチャーと景観養育計画のために、次の土地が指定利用された。

1. スポーツ施設をもった Flamersheim の中心学校	5.6ha
2. Schweinheim・Palmersheim・Weidesheim の学校拡張	1.0
3. Flamersheim・Palmersheim・Niederkastenholz・Weidesheim の墓地拡張	3.4
4. Ohbach 休養地域	10.0
5. Niederkastenholz と Weidesheim の緑地施設	1.1
6. 8の新しい子供の遊び場	1.5
7. Flamersheim 下水処理場の拡張	0.5
8. Flamersheim と Odendorf の塵芥処理場	3.0
9. Schornbusch にあるオイスケルヒェン郡飛行場	20.9
合 計	47.0

Flamersheim の農地整備の成果は、基本的には農業生産条件の改善にあったが、そのみならず村に必要な装備とその拡張のための重要な基礎（例えばインフラストラクチャー）を創設することでもあった。

VI お わ り

「戦後西ドイツの経済の奇蹟の復興」をもたらした工業の発展に比べて、自然条件に規制される農業の発展は非常に遅れ、農業経営、農業労働力の地滑りの減少を招いた。そのために西ドイツ政府は農業の構造改善によって農業を他の産業に近づくような政策を行ない、ひいてはECの他国と競合できるような対策を構じた。

この農業構造改善政策の中で、文化景観形成と、地域計画、インフラストラクチャーの整備などに最も大きく貢献するのが農地整備であった。農地整備によって細分散農地を統合し、可能な限り統合された農地上に村外移住して、農業経営の近代化を図るとともに農村のインフラストラクチャーの開発によって、農民の生活の質の向上に努力した。

政府の手厚い農政によってドイツの農村はヨーロッパで最も美しい農村に生まれ変わっている。

参 考 文 献

- 1) 佐々木博(1979): 西ドイツの地域秩序と地域計画, 筑波大学地球科学系人文地理学研究Ⅲ, 15—46.
- 2) Bundesminister f. E. L. F.: Die Verbesserung der Agrarstruktur in der Bundesrepublik Deutschland. 1972, 1973—74.
- 3) Land- und Hauswirtschaftlicher Auswertung- und Informationsdienst e. V. Heerstraße 124, 5300 Bonn-Bad Godesberg.
- 4) 佐々木博 (1977): 現代のドイツ. 二宮書店 107—122.
- 5) 1980年には6.4%で、全生産額の3.1%を占めるに過ぎなくなると推計されている。Presse- und Informationszentrum d. D. Bundestages (1971): Landwirtschaft 1980, Zur 2 Sache 71, s. 14.
- 6) 西ドイツ食糧農林省(1973): Agrarbericht 1973.
- 7) 「休暇を農家で (Urlaub auf dem Bauernhof)」のキャンペーンの立札が農村に立てられている。農家の提供できるベット数の全ベットに対する割合の市町村別全国地図が地理学者によって作成され、民宿の経営分析も行なわれている。Tiede, S. u. H. Schulz-Borck (1974): Urlaub auf dem Bauernhof, Untersuchung des Angebotes und der Auslastung der Beherbergungsbetriebe, Landw.-Angewandte Wisschft. Heft 180.
- 8) Klöpffer, R. (1973): Die räumliche Struktur des Angebots von "Urlaub auf dem Bauernhof"—Entwicklungschancen im Rahmen des gesamten Beherbergungsangebots in Landgemeinden, AID Schriftrh Heft 179.
- 9) Hottes, K. u. J. Niggemann(1971): Flurbereinigung als Ordnungsaufgabe. Materialien z. Raumordnung Bd. V. zugleich Schriftrh. f. Flurbereinigung d. Bundesminst f. ELF, Bonn, Heft 56, Bochum.
- 10) Hottes, K., R., Teubert und W. Kürten (1974): Die Flurbereinigung als Instrument aktiver Landschaftspflege. Materialien z. Raumordnung Bd XIV, zugleich Schriftrh. f. Flurbereinigung d. Bundesminstr. f. ELF, Bonn, Heft 61, Bochum.
- 11) Lochbrunner, W. (1976): Kemptener Vereinödungen—Vor 425 Jahren erstmals ländliche Neuordnung im Allgäu. Berichte aus der Flurbereinigung 24/1976. 20—26.
- 12) W. ロッホブルンナー, 佐々木博訳 (1980): ケンブテン司教区の農地統合—アルゴイ地方における425年前の最初の農村新秩序. 地理25巻3号99—108.

- 11) Born, M. (1974): Die Entwicklung der deutschen Agrarlandschaft. Wissenschaftl. Buchges. 137-139.
- 12) Schaefer, I. (1954): Über Anwannde und Gewinnstöße. Mitt. Geogr. Ges. München, Bd. 39, 117-145.
- 13) Benthien, B. (1960): Die historische Flurformen der südwestlichen Mecklenburg. Veröff. d. Mecklenburg. Landeshauptarchivs, I, s., 142.
- 14) Scholz, F. (1971): Die Schwarzwaldrandplatten. Forsch. z. dt. Landeskunde. 188. s. 112.
- 15) Kuls, W. (1951): Wirtschaftsflächen und Feldsysteme, im westlichen Hintertaunus. Rhein-Main. Forsch. 30.
- 16) 田山輝明 (1976): 戦後西ドイツ農地整備法の展開. 早稲田法学 52-1・2, 101-152.
- 17) 佐々木博 (1976): 南西ドイツにおける集落タイプ. 立正大学文学部論叢 29, 26-41.
- 18) BML (1976): Das neue Flurbereinigungsgesetz. s. 136. 田山輝明訳 (1977): 西ドイツの農地整備法——1976年改正条文および改正理由——. 比較法学, 12-1, 147-241.
- 19) 辞典や日本の先学の中には耕地整理と訳されている人も多いが, 整備対象が耕地のみならず, 牧草地, 放牧地, 森林地, 園芸地など, 農地一般を含むため, 農地整備とする方がふさわしい.
- 前記田山輝明や殿村夏一 (1956): 西独逸における農地整備法の研究 (農村計画研究会) でも, 農地整備が使われている. 但し (条文解釈には18) の田山の訳とはかなりの点で訳語の解釈を異にしている.
- 20) 迅速統合とは農地区画はそのままにして, 経営農地の統合をはかるもので, 日本語では交換分合といったものに近い.
- 21) 佐々木博 (1965): ドイツにおけるブドウ栽培の発達. 人文地理17, (1), 65-82.
- 同 (1966): 甲府盆地東部と南西ドイツ Kaiserstuhlにおけるブドウ栽培の比較. 地理評 39, (2), 118-145.
- 22) Meyer, K. (1964): Ordnung im ländlichen Raum. Eugen Ulmer, s. 228.
- 23) Meyer, K. 前掲 22).
- 24) 佐々木博 (1975): 西ドイツにおける野菜栽培の経営構造と栽培地域. 立正大学「文学部論叢」51号, 51-92.
- 25) 佐々木博 (1976): ケルンボン近郊 Vorgebirge の野菜栽培. 地理評 49, (1), 1-24.
- 26) 経営規模拡大資金 (LAG), 特定の用途のための目的財産 (LR), EC 共通農業政策資金 (EAGFL), 郡の助成など.

Farmland Consolidation in the Federal Republic of Germany

Hiroshi SASAKI

This report deals with the agricultural policy on the improvement of the agricultural structure in the Federal Republic of Germany, especially with farmland consolidation (Flurbereinigung) (land consolidation of scattered small farm lots into the larger farm lots) and with Aussiedlung (resettlement of farmstead out of the dense nucleated village to the heart of the farm land).

The numbers of agricultural enterprises and their engaged people have been decreasing after the second world war, what contrasts finely with "the wondrous recovery of german economy". German government had to support the farmers and rural areas with the law of Flurbereinigung in 1953, law of agriculture in 1955, law of common project "the improvement of the agricultural structure and coastal protection" in 1973 and the revision of the law of farmland consolidation (Flurbereinigung) in 1976.

Measures to improve the agricultural structure have been jointly financed by the Federal

and Länder governments since January 1, 1973 within the framework of the common project "Improvement of the agricultural structure and coastal protection". The planning committee concerned established, first of all, the basic promotional elements and the regional and functional focal points. Since there is such a wide range of promotional measures they have been coordinated at the Federal and Länder levels. The Federal and the Länder Governments have set up a whole catalogue of measures relation to water management, coastal protection, land consolidation, improvement of the market structure and the individual farm and investment promotion scheme. As far as regional and rural planning is concerned, selective regional promotions seem to be particularly urgent. There has been a growth in the importance of preliminary planning of agricultural structure as an integral part of the joint project. Such planning is moreover a prerequisite for promotional efforts within the framework of the joint project "Improvement of the regional economic structure". In these plans suggestions are made as to how the efforts to improve production conditions in agriculture and forestry can be most effectively integrated into the regional economic policy, the infra-structural planning and the preservation of the countryside.

Land consolidation, which was originally a means of improving agricultural structure chiefly through the amalgamation of fragmented small holdings, the construction of farm roads and an expansion of the waterways, has since become of primary importance in the context of the recognition and integration of rural areas. This includes measures to develop and modernize the village, to promote industrial settlements and the planning of supralocal and supra-regional communication services. Moreover, land consolidation contributes to the maintenance and improvement of the recreational value of the rural areas.